規程集

・大阪大学学部学則

・大阪大学大学院学則

・大阪大学学位規程

・大阪大学大学院人文学研究科規程

大阪大学学部学則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の学部の修業年限、教育課程その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

（教育研究上の目的の公表等）

第１条の２　本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

（学部及び学科）

第２条　本学に、次の学部及び学科を置く。

文学部　人文学科
人間科学部　人間科学科
外国語学部　外国語学科
法学部　法学科、国際公共政策学科
経済学部　経済・経営学科
理学部　数学科、物理学科、化学科、生物科学科
医学部　医学科、保健学科
歯学部　歯学科
薬学部　薬学科
工学部　応用自然科学科、応用理工学科、電子情報工学科、環境・エネルギー工学科、地球総合工学科
基礎工学部　電子物理科学科、化学応用科学科、システム科学科、情報科学科

（収容定員）

第３条　前条に定める学部及び学科の収容定員は、別表１のとおりとする。

（学年）

第４条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学期）

第５条　学年を分けて、次の４学期とする。

春学期
夏学期
秋学期
冬学期

２　春学期及び秋学期の開始日は、それぞれ４月１日及び１０月１日とし、夏学期及び冬学期の開始日は、総長がその都度定める。

３　夏学期及び冬学期の終了日は、それぞれ９月３０日及び３月３１日とし、春学期及び秋学期の終了日は、総長がその都度定める。

（休業日）

第６条　休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日
国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）及び天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成３０年法律第９９号）に規定する休日
大阪大学記念日　５月１日
春季休業　４月１日から４月１０日まで
夏季休業　８月５日から９月３０日まで

冬季休業　１２月２５日から翌年１月７日まで
２　春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により学部長が総長の承認を得て、その都度変更することができる。
３　臨時の休業日については、総長がその都度定める。
第７条　削除

第２章　学生

（修業年限）
第８条　修業年限は、４年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、６年とする。
２　第１０条の５の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を修業年限とする。
（在学年限）
第９条　在学年限（長期履修学生の在学年限にあっても同様とする。）は、８年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、１２年とする。
２　前項の規定にかかわらず、第１４条から第１５条までの規定により、入学を許可された者の在学年限については、学部規程で別に定める。
３　学生が前２項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。
（教育課程及びその履修方法等）
第１０条　教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、教養教育、専門教育及び国際性涵養教育を基に体系的に編成するものとする。
２　授業科目の区分は、次のとおりとする。
教養教育系科目
学問への扉、基盤教養教育科目、高度教養教育科目、情報教育科目、健康・スポーツ教育科目、アドヴァンスト・セミナー、コミュニケーションデザイン科目
専門教育系科目
専門基礎教育科目、専門教育科目
国際性涵養教育系科目
マルチリンガル教育科目、高度国際性涵養教育科目、国際交流科目
３　前項に定める区分の各授業科目、履修方法等については、学部規程で別に定める。ただし、全学の協力のもとに実施する科目については、全学共通教育科目として別に定める。
４　前項の規定にかかわらず、コミュニケーションデザイン科目及び国際交流科目の開設及び履修方法等については、別に定める。
５　第２項に定めるもののほか、教職教育科目を開設し、その授業科目、履修方法等については、別に定める。
（大学院等高度副プログラム）
第１０条の２　前条の教育課程のほか、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、大学院等高度副プログラムを開設する。
２　大学院等高度副プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
（授業の方法）
第１０条の２の２　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
３　第１項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
４　第１項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
（単位の計算方法）

第１０条の２の３　各授業科目の単位数を定めるに当たっては、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

（１）講義及び演習については、１５時間から３０時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって１単位とする。

（２）実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって１単位とする。

（３）１の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前２号に規定する基準を考慮して学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

（学修証明書等）

第１０条の２の４　第１０条に規定する教育課程の一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第１６３条の２に規定する学修証明書を交付することができる。

２　前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。

３　前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

４　第１項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間を、第８条に規定する修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の２分の１を超えることができない。

（他の大学等における授業科目の履修）

第１０条の３　学部長（学部長から委任を受けた者を含む。以下同じ。）が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

２　前項の規定により、学生が他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した単位は、６０単位を限度として、卒業に要する単位に算入することができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第１０条の３の２　学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

２　前項の規定により与えることのできる単位は、前条第２項により修得した単位と合わせて６０単位を限度とする。

（入学前の既修得単位の認定）

第１０条の４　学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位（大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）第３１条第１項に規定する科目等履修生及び同条第２項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学において修得したものとして認定することができる。

２　学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

３　前２項の規定により修得したものとして認定し、又は与えることのできる単位数は、第１４条から第１５条までの規定により入学又は転学を許可された場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第１０条の３第２項及び前条第２項の規定により修得した単位と合わせて６０単位を限度とする。

（長期にわたる教育課程の履修）
第１０条の５　学部長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第８条第１項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
（教育職員の免許状授与の所要資格の取得）
第１０条の６　本学における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。
（試験及び評価）
第１０条の７　履修した各授業科目の合否は、当該授業担当教員が実施する筆記試験によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。
２　各授業科目の試験の成績は、１００点を満点として次の評価をもって表し、Ｓ、Ａ、Ｂ及びＣを合格、Ｆを不合格とする。
Ｓ（９０点以上）
Ａ（８０点以上９０点未満）
Ｂ（７０点以上８０点未満）
Ｃ（６０点以上７０点未満）
Ｆ（６０点未満）
（成績評価基準等の明示等）
第１０条の８　本学においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
２　本学においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
第１０条の９　本学においては、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
（入学）
第１１条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。
第１２条　入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
（１）高等学校又は中等教育学校を卒業した者
（２）通常の課程により、１２年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校を修了した者
（３）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
（４）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（５）専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（６）文部科学大臣の指定した者
（７）高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
（８）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、１８歳に達したもの
第１３条　入学を志願する者に対して選抜試験を行い、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。
２　選抜試験については、別に定める。
第１４条　次の各号のいずれかに該当する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（１）一の学部を卒業し、更に他の学部又は同一学部の他の学科（文学部、人間科学部及び外国語学部の場合にあっては、同一学科の他の専攻分野）に入学を志願する者
（２）学部を退学した後、更にその学部に入学を志願する者
（３）他の大学又は専門職大学の学部を卒業し、更に本学の学部に入学を志願する者

２　高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第９０条第１項に規定する者に限る。）で、本学の学部に編入学を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入学を許可することがある。

３　高等専門学校を卒業した者で、工学部又は基礎工学部に編入学を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入学を許可することがある。

第１４条の２　次の各号のいずれかに該当する者で、法学部第３年次に入学を志願するものについては、総長は、法学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
（１）大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第１０４条第７項の規定により学士の学位を授与された者
（２）大学又は専門職大学において２年以上在学し、法学部が別に定める所定の単位を修得した者
（３）外国において学校教育における１４年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者（外国において最終の学年を含め２年以上継続して学校教育を受けていた者に限る。）
（４）短期大学又は高等専門学校を卒業した者

第１４条の３　次の各号のいずれかに該当する者で、人間科学部又は経済学部の第３年次に入学を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
（１）大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第１０４条第７項の規定により学士の学位を授与された者
（２）大学又は専門職大学において２年以上在学し、当該学部が別に定める所定の単位を修得した者
（３）短期大学又は高等専門学校を卒業した者
（４）外国において、前３号に相当する学校教育における課程を修了した者

第１４条の４　外国語学部の第３年次、医学部の第２年次若しくは第３年次又は歯学部の第３年次に入学を志願する者については、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

第１５条　他の大学又は専門職大学の学部の学生で本学に転学を志願する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、転学を許可することがある。

２　前項の規定により、転学を願い出た者は、その際現に在学する大学又は専門職大学の長の許可書を願書に添えなければならない。

第１６条　第１４条から前条までの規定により、入学を許可された者であって、既に１学年以上本学の授業科目を学修したものと同等以上の学力があると認定されたものの修業年数の計算については、既に１学年以上本学において修業したものとみなすことができる。

２　前項の認定に当たり必要があるときは、学部規程の定めるところにより、試験を行う。

第１７条　入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類を添えて、提出しなければならない。

第１８条　入学の許可は、別に定める書類の提出、入学料の納付等所定の手続を経た者に対して行う。

第１９条　前２条に定める手続その他に虚偽又は不正があった場合は、入学の許可を取り消すことがある。

第１９条の２　次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生はその身分を失う。
（１）第４５条の２第１項又は第２項の規定により入学料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの
（２）第４５条の３第１項又は第２項の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者

（転部等）

第１９条の３　転部又は学科の変更を志願する学生については、志願先の学部長が、学部規程の定めるところにより、転部又は学科の変更を許可することがある。
２　前項の規定により、転部を願い出た者は、その際現に在学する学部の長の許可書を願書に添えなければならない。
３　第１項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経て学部長が行う。

（転学）

第２０条　他の大学又は専門職大学に転学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（留学）

第２０条の２　第１０条の３第１項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。
２　前項により留学した期間は、第８条に規定する修業年限に算入するものとする。

（休学）

第２１条　学生が、疾病その他やむを得ない事由により３月以上修学できない場合は、学部長の許可を得て、その学年の終わりまで、休学することができる。
第２２条　疾病のため、修学が不適当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。
第２３条　休学した期間は、在学年数には算入しない。
第２４条　休学期間は、４年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、その休学期間は、６年を超えることができないものとする。
２　前項ただし書の規定にかかわらず、薬学部については、薬学部長が特別の事情があると認めたときは、休学期間を延長することができる。
第２５条　休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

（退学）

第２６条　学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願書を、学部長に提出し、その許可を受けなければならない。
第２７条　削除

（卒業）

第２８条　第８条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修してその単位数を修得し、かつ、学部規程に定める試験に合格した者に対し、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。
２　前項の規定にかかわらず、医学部、歯学部及び薬学部を除き本学に３年以上在学した者で、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものに対し、学部長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。
３　学部長は、前２項により卒業を認定したときは、文書で総長に報告しなければならない。
４　第１項の規定による卒業に必要な単位のうち、第１０条の２の２第２項に規定する授業の方法により修得する単位数は、６０単位を超えないものとする。

（学士の学位）

第２９条　総長は、前条により卒業の認定を受けた者に対し、卒業を決定し、学士の学位を授与する。
２　前項の学位には、学部又は学科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。
文学部　文学
人間科学部　人間科学
外国語学部　言語・文化
法学部　法学
経済学部　経済学
理学部　理学
医学部　医学科　医学
保健学科／看護学／保健衛生学
歯学部　歯学
薬学部　薬学

工学部　工学
基礎工学部　工学
３　本学において学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。
４　学士の学位記の様式は、別表２のとおりとする。

（除籍）

第３０条　削除

第３１条　学生が故なく授業を受けないことが長きにわたるとき、又は成業の見込みがないときは、教授会の議を経て、総長は、除籍することができる。

第３２条　学生が授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないときは、学部長は、除籍することができる。

（復籍）

第３２条の２　前条の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、学部長は、復籍を認めることができる。

（懲戒）

第３３条　学生に、本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、総長が懲戒する。
２　懲戒は、戒告、停学及び放学とする。
３　停学の期間は、第９条に規定する在学年限に算入し、第８条に規定する修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が１月未満の場合には、修業年限に算入することができる。
４　懲戒に関する手続は、別に定める。

第３章　特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

（特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生）

第３４条　他の大学、専門職大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、学部長（大阪大学全学交換留学プログラムに係る場合にあっては、学部長又は当該プログラムの受入部局の長。第３７条、第３８条の２及び第４０条において同じ。）は、当該大学等に在学中の者を特別聴講学生として入学を許可し、授業科目を履修させることができる。

第３４条の２　授業科目中１科目又は複数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第３５条　授業科目中１科目又は複数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

第３６条　学部において特定事項について攻究しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
２　研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。
３　在学期間は原則として１年とする。ただし、研究上必要と認めたときは在学期間を延長することができる。

第３７条　特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者は、願書に別に定める書類を添えて、学部長に提出しなければならない。

第３８条　実習及び攻究に要する特別の費用は、科目等履修生及び研究生の負担とする。

第３８条の２　特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長は、除籍することができる。
（１）　成業の見込みがないと認められるとき。
（２）　授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

第３９条　特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、この学則に定めるもののほか、学部規程（大阪大学全学交換留学プログラムに係るものにあっては、大阪大学全学交換留学プログラム規程）で定める。

第４章　特別の課程

（履修証明プログラム）

第３９条の２　本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第１０５条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

２　前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第５章　外国人留学生

（外国人留学生）

第４０条　外国人で留学のため、本学に学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、総長又は学部長は、入学を許可することがある。

２　前項の許可を受け入学する者を外国人留学生という。

第４１条　削除

第４２条　削除

第４３条　削除

第６章　検定料、入学料及び授業料

（検定料の納付）

第４４条　入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

（検定料の免除）

第４４条の２　総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、検定料を免除することができる。

（入学料の納付）

第４５条　入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

（入学料の免除等）

第４５条の２　入学する者（科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項及び次項並びに次条第１項及び第２項において同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

（１）入学前１年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

（２）前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

２　前項に定めるもののほか、入学する者であって、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号。以下「修学支援法」という。）に基づく入学料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

３　第１９条の２の規定により学生の身分を失った場合は、別に定めるところにより、当該学生に係る入学料を免除することができる。

４　本学学部に合格し、一方の学部に対する入学（編入学、転入学及び聴講生、研究生としての入学を除く。）手続を行った後に、その入学を辞退し、他方の学部に対する入学手続を行う者については、入学料を免除することができる。

５　前各項に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、入学料を免除することができる。

第４５条の３　入学する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

（１）経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合

（２）前条第１項第１号に掲げる場合で、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合

（３）その他やむを得ない事情があると総長が認めた場合

２　前項に定めるもののほか、修学支援法に基づく入学料免除の申請を入学する者から受理した場合は、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。
３　前２項の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。
第４５条の４　第４５条の２第１項若しくは第２項又は前条第１項若しくは第２項の規定により、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、所定の期日までに必要書類を添えて、総長に願い出るものとする。
２　前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る入学料の納付については、免除又は徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

（授業料の納付）

第４６条　学生は、授業料を毎年前期（４月から９月まで）及び後期（１０月から翌年３月まで）の２期に分けて、所定の期日までに、年額の２分の１ずつ納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、月割分納を許可することができる。
２　第１項本文の規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
３　特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、各期に受講する単位数分又は月数分の授業料を第１項（ただし書を除く。）に準じて納付しなければならない。
４　第１項ただし書の月割分納を許可された者は、授業料年額の１２分の１に相当する額を毎月納付しなければならない。ただし、夏季及び冬季休業中の授業料については、その開始前に納付させるものとする。
第４７条　学生が退学し、除籍又は放学された場合の授業料については、別に定める場合を除くほか、その納期に属する分は徴収する。
２　停学中の学生の授業料については、その期間中も徴収する。

（授業料の免除等）

第４８条　学生が休学した場合の授業料は、休学月の翌月（休学する日が月の初日からのときは、その月）から復学当月の前月まで月割をもって免除する。ただし、休学する日が前期にあっては５月以後、後期にあっては１１月以後であって、授業料の徴収猶予又は月額分納を許可されていない者で、かつ、前期にあっては４月末日までに、後期にあっては１０月末日までに休学を許可されていないものの当該期の授業料については、この限りでない。
２　第１９条の２の規定により学生の身分を失った場合、第３２条若しくは第３８条の２の規定により学生を除籍した場合、又は死亡若しくは行方不明のため、学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。
３　第４９条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている学生が退学した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。
第４９条　本学の学生（科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。次項において同じ。）であって、経済的理由によって授業料の納付が困難であると認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
２　前項に定めるもののほか、本学の学生であって、修学支援法に基づく授業料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
３　前２項の徴収猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。
第４９条の２　前２条に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、授業料を免除することができる。
第５０条　第４９条の規定により授業料の免除又は徴収猶予（月割分納の場合を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、その事由を具して所定の期日までに総長に願い出るものとする。
２　前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る授業料の納付については、免除若しくは徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。
第５１条　授業料の免除又は徴収猶予を受ける学生は、納期ごとに総長が定める。
第５２条　授業料の免除を受けている者がその事由を失ったときは、その当月から当該期末までの授業料を月割をもって納付しなければならない。

２　授業料の徴収猶予を受けている者がその事由を失ったときは、直ちに授業料を納付しなければならない。

（授業料等の不徴収等）

第５２条の２　第４４条及び第４５条の規定にかかわらず、特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

２　第４６条第３項の規定にかかわらず、 特別聴講学生が次のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。

（１）　国立の大学又は専門職大学の学生

（２）　本学と相互に授業料の不徴収を定めた相互単位互換協定（部局間協定を含む。）に基づき授業科目を履修する公立若しくは私立の大学、専門職大学若しくは短期大学又は国立、公立若しくは私立の高等専門学校の学生

３　第４４条、第４５条及び第４６条の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和２９年３月３１日文部大臣裁定）に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

（検定料、入学料及び授業料の額）

第５３条　第４４条の検定料、第４５条の入学料及び第４６条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）の定めるところによる。

（納付済の検定料、入学料及び授業料）

第５４条　納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

２　第１３条に規定する選抜試験における次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の規定にかかわらず、その者の申出により、前項の検定料のうち当該各号に掲げる額を返付する。

（１）出願書類等による選抜（以下「第１段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第２段階目の選抜」という。）を行う場合において、第１段階目の選抜に合格しなかった者　納付金規程第２条第４項に定める第２段階目の選抜に係る検定料相当額（以下「第２段階目選抜検定料相当額」という。）

（２）出願を受け付けた後において、大学入学共通テストの受験科目の不足により出願資格のないことが判明した者　第２段階目選抜検定料相当額

３　第４６条第２項の規定により前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

４　第４５条の２第２項又は第４９条第２項の規定により入学料又は授業料の免除が認定された場合で、免除対象の入学料又は授業料を納付済のときは、それぞれ免除された額の相当額を返付する。

第７章　学寮等

（学寮等）

第５５条　本学に、学寮及び外国人留学生を寄宿させる施設（以下「学寮等」という。）を設ける。

２　学寮等は、総長の監督に属する。

第５６条　学寮等について必要な事項は、別に定める。

附　則

（略）

附　則

１　この改正は、平成３１年４月１日から施行する。

２　平成３１年３月３１日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成３１年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第１０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　前項の場合において、改正前の第１０条の適用については、同条第２項中「グローバルコラボレーション科目」の次に

「国際性涵養教育系科目

グローバルイニシアティブ科目」

を加え、同条第５項中「及びグローバルコラボレーション科目」とあるのは、「、グローバルコラボレーション科目及び国際性涵養教育系科目のグローバルイニシアティブ科目」と読み替えるものとする。

（略）

附　則

１　この改正は、令和４年４月１日から施行する。

２　令和４年３月３１日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び令和４年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第１０条第２項及び第４項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（略）

別表１

収容定員表

学部名	学科名	入学定員及び編入学定員	収容定員
文学部	人文学科	165	660

別表２

（略）

大阪大学大学院学則

第１章　総則

（趣旨及び目的等）

第１条　この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の大学院の修業年限、教育方法その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

２　本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

３　本学大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

（課程及び標準修業年限）

第２条　本学大学院の課程は、博士課程とする。ただし、医学系研究科においては、修士課程及び博士課程とし、高等司法研究科においては、法科大学院の課程とする。

２　修士課程の標準修業年限は、２年とする。

３　博士課程の標準修業年限は、５年とする。ただし、医学系研究科医学専攻、歯学研究科又は薬学研究科医療薬学専攻の博士課程（以下「医学・歯学・薬学の博士課程」という。）の標準修業年限は、４年とする。

４　博士課程は、これを前期２年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する。ただし、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程にあっては、この区分を設けないものとする。

５　前項の前期課程は、標準修業年限を２年とし、これを修士課程として取り扱うものとする。

６　法科大学院の課程の標準修業年限は、３年とする。

７　第３項及び第４項の規定にかかわらず、大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科の博士課程は、後期課程のみの博士課程とし、その標準修業年限は、３年とする。

８　第１０条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を標準修業年限とする。

（研究科、専攻及び課程）

第３条　本学大学院に置く研究科、専攻及びその課程は、次表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	人文学、言語文化学、外国学、日本学、芸術学	博士課程
（略）		

２　前項の高等司法研究科は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第９９条第２項に定める専門職大学院とする。

（課程の目的）

第４条　修士課程及び前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第５条　後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第５条の２　法科大学院の課程は、専門職大学院設置基準に定める専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

第２章　教育課程

（教育課程の編成方針）

第５条の３　本学大学院の教育課程は、専門教育、国際性涵養教育及び教養教育を基に体系的に編成するものとする。

第５条の４　本学大学院（専門職大学院を除く。以下次項、第５条の６第１項、第９条の２、第９条の４第１項及び第１２条において同じ。）においては、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定するものとする。

２　教育課程の編成に当たっては、本学大学院においては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第５条の５　専門職大学院においては、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、開設するものとする。

２　専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

（博士課程教育リーディングプログラム等）

第５条の６　各研究科において編成する教育課程を充実させるため、本学大学院に、次のプログラムを開設する。

博士課程教育リーディングプログラム

卓越大学院プログラム

２　前項の各プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（大学院副専攻プログラム等）

第５条の７　第５条の３から前条までに規定する教育課程等のほか、本学に、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、次のプログラムを開設する。

大学院副専攻プログラム

大学院等高度副プログラム

２　前項の各プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（学修証明書等）

第５条の８　第５条の３から第５条の６までに規定する教育課程又はプログラムの一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号。以下「施行規則」という。）第１６３条の２に規定する学修証明書を交付することができる。

２　前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。

３　前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（教育方法等）

第６条　本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、専門職大学院にあっては、研究指導を除くものとする。

２　各研究科の授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において別に定める。

３　授業の方法及び各授業科目の単位の計算方法については、本学学部学則第１０条の２の２及び第１０条の２の３の規定を準用する。

４　第２項に規定する授業科目のほか、次の授業科目を開設する。

大学院横断型の教育に関する授業科目（以下「大学院横断教育科目」という。）

博士課程教育リーディングプログラムに関する授業科目（「以下「リーディングプログラム科目」という。）

国際交流科目

５　大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目及び国際交流科目に関し必要な事項は、別に定める。

６　教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

第７条　本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長（研究科長から委任を受けた者を含む。以下同じ。）が必要と認めるときは、当該研究科の他の専攻の授業科目、他の研究科の授業科目若しくは前条第４項の授業科目又は学部の授業科目を履修し、これを第１５条に規定する単位に充当することができる。

第８条　本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長が必要と認めるときは、他の大学院の授業科目、外国の大学院の授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目を履修し、１５単位を超えない範囲で、これを第１５条に規定する単位に充当することができる。

２　前項に規定する授業科目の履修については、本学学部学則第１０条の３第１項の規定を準用する。

第８条の２　本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に大学院、外国の大学院又は国際連合大学の教育課程において修得した授業科目の単位（大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１５条において準用する大学設置基準（昭和３８年文部省令第２８号）第３１条第１項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学大学院において修得したものとして認定することができる。

２　前項の規定により修得したものとして認定することができる単位数は、第２４条の２第１項に規定する入学又は第３２条第２項に規定する再入学若しくは転学を許可された場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、１５単位を超えない範囲で、第１５条に規定する単位に充当することができるものとし、前条第１項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて２０単位を超えないものとする。

第８条の３　専門職大学院における他の大学院における授業科目、外国の大学院における授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定については、当該研究科の定めるところによる。

第９条　本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、他の大学院等又は外国の大学院等とあらかじめ協議の上、当該大学院等において必要な研究指導（第４５条で規定する国際連携専攻の学生が第４６条で規定する連携外国大学院において受けるものを除く。）を受けることができる。

２　前項の研究指導を受ける期間は、修士課程及び前期課程の学生にあっては、１年を超えることはできない。

（成績評価基準等の明示等）

第９条の２　本学大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに１年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　本学大学院においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第９条の３　専門職大学院においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　専門職大学院においては、学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第９条の４　本学大学院においては、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

２　専門職大学院においては、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（長期にわたる課程の履修）

第１０条　研究科長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第２条第２項、第３項及び第５項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教

育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（教育職員の免許状授与の所要資格の取得）

第１０条の２　本学大学院における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

第３章　課程の修了及び学位の授与

（試験及び評価）

第１１条　履修した各授業科目の合否は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

２　各授業科目の試験の成績は、１００点を満点として次の評価をもって表し、Ｓ、Ａ、Ｂ及びＣを合格、Ｆを不合格とする。

Ｓ（９０点以上）
Ａ（８０点以上９０点未満）
Ｂ（７０点以上８０点未満）
Ｃ（６０点以上７０点未満）
Ｆ（６０点未満）

（学位論文の提出等）

第１２条　本学大学院においては、在学期間中に学位論文を当該研究科長に提出し、最終試験を受けるものとする。ただし、第１５条第１項本文に規定する特定の課題についての研究の成果の審査を受ける場合並びに同条第２項に規定する試験及び審査を受ける場合は、この限りでない。

第１３条　後期課程に３年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

２　医学・歯学・薬学の博士課程に４年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

３　生命機能研究科の博士課程に５年以上（第２４条の２の規定により入学を許可された者にあっては３年以上）在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

４　研究科長は、前３項の許可を与える場合は、研究科教授会の議を経なければならない。

（学位論文の審査等）

第１４条　学位論文の審査及び最終試験は、当該研究科教授会が、審査委員会を設けて行う。

２　学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を実施するものとする。

３　学位論文の審査に当たって必要があるときは、当該研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

４　第１項及び前項の規定は、次条第２項に規定する試験及び審査を行う場合について準用する。

（修了要件）

第１５条　修士課程又は前期課程の修了の要件は、当該課程に２年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得

すべきものについての審査

3　前項の規定は、第２条第３項に規定する標準修業年限を５年とする博士課程における一貫した人材養成上の目的を有する教育課程を履修する者に限り適用することができる。

4　医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は、この課程に５年（修士課程又は前期課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に３年（修士課程又は前期課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

5　第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者の医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は、この課程に修士課程又は前期課程における在学期間に３年を加えた期間以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に３年（修士課程又は前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

6　医学・歯学・薬学の博士課程の修了の要件は、この課程に４年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に３年以上在学すれば足りるものとする。

7　第４項及び第５項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則 （昭和２８年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者又は施行規則第１５６条の規定により、後期課程への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者が、後期課程に入学した場合の後期課程の修了の要件は、この課程に３年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

8　前項本文の規定にかかわらず、各研究科において必要と認めるときは、前項の修了要件として、所要の授業科目について、所定の単位を修得することを加えることができる。

9　法科大学院の課程の修了の要件は、この課程に３年以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の授業科目について、９８単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という。）については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に２年以上在学すれば足りるものとする。

（大学院における在学期間の短縮）

第１５条の２　入学前に本学大学院及び他の大学院において修得した単位（学校教育法第１０２条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限るものとし、大学院設置基準第１５条において準用する大学設置基準第３１条第１項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学大学院において修得したものと認定することのできる場合であって、当該単位の修得により当該研究科の修士課程又は博士課程（後期課程を除く。）若しくは法科大学院の課程の教育課程の一部を履修したと当該研究科が認めるときは、修得した単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して１年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程については、当該課程に少なくとも１年以上在学するものとする。

2　前項の規定は、修士課程又は前期課程を修了した者の前条第４項及び第５項に規定する博士課程における在学期間（同条第４項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程又は前期課程における在学期間を除く。）及び法学既修者の在学期間については、適用しない。

（学位の授与）

第１６条　第１５条第１項から第７項まで及び前条の規定により課程を修了した者には、総長は、当該課程に応じて修士又は博士の学位を授与する。

２　第１５条第９項及び前条の規定により法科大学院の課程を修了した者には、総長は、法務博士の学位を授与する。

３　第１項に規定するもののほか、生命機能研究科の博士課程において、第１５条第１項及び第２項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、総長は、修士の学位を授与することができる。

第１７条　前条第１項及び第３項の学位には、研究科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	修士	博士
人文学研究科	文学 言語文化学 日本語・日本文化	文学 言語文化学 日本語・日本文化
（略）		

２　前条第２項の法務博士の学位には、専門職と付記するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、学際領域等の分野を専攻した者で、当該研究科教授会の議を経て総長が適当と認めるときは、学術と付記することができる。

第１８条　前条に定めるもののほか、修士、博士及び法務博士の学位については、本学学位規程の定めるところによる。

第１９条　削除

第４章　入学、休学、退学、転学、転科、留学、再入学及び専攻の変更

（入学資格等）

第２０条　修士課程、前期課程、生命機能研究科の博士課程又は法科大学院の課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

（１）大学又は専門職大学を卒業した者

（２）学校教育法第１０４条第７項の規定により学士の学位を授与された者

（３）外国において、学校教育における１６年の課程を修了した者

（４）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者

（５）我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（６）外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

（７）専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（８）文部科学大臣の指定した者

（９）学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に

入学させる研究科において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

（１０）大学又は専門職大学に３年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの（当該単位の修得の状況及び法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認められたものを含む。）

（１１）外国において学校教育における１５年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１５年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１５年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの

（１２）当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、２２歳に達したもの

第２１条　修士課程、前期課程、生命機能研究科の博士課程又は法科大学院の課程の入学志願者は、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

第２２条　修士課程、前期課程又は生命機能研究科の博士課程の入学志願者に対しては、学力検査を行い、志望理由を記載した書類、成績証明書等を総合して、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

２　法科大学院の課程の入学志願者に対しては、高等司法研究科において定めるところにより選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第２３条　後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

（１）修士の学位又は専門職学位を有する者

（２）外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

（３）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

（４）我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

（５）国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

（６）外国の学校、第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第１６条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

（７）文部科学大臣の指定した者

（８）当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、２４歳に達したもの

第２４条　後期課程の入学志願者に対しては、本学大学院において修士の学位を取得した者については、当該前期課程における学業成績及び修士論文等により、その他の志願者については、各研究科において定めるところにより、それぞれ選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第２４条の２　生命機能研究科の博士課程第３年次への入学志願者については、総長は、当該研究科において定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

２　前項の規定により入学した者にかかる修了要件等については、当該研究科において別に定める。

第２５条　医学・歯学・薬学の博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

（１）大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程（以下「医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程」という。）を卒業した者

（２）外国において、学校教育における１８年の課程を修了した者

（３）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国

の学校教育における１８年の課程を修了した者

（４）我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１８年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（５）外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が５年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

（６）文部科学大臣の指定した者

（７）学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる研究科において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

（８）大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に４年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの

（９）外国において学校教育における１６年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの

（１０）当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、２４歳に達したもの

第２６条　医学・歯学・薬学の博士課程の入学志願者に対しては、各研究科において定めるところにより選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第２７条　第２１条の規定は、後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程第３年次の入学志願者に準用する。

（在学年限）

第２８条　修士課程及び前期課程には４年、後期課程には５年、医学・歯学・薬学の博士課程及び法科大学院の課程には６年、生命機能研究科の博士課程には７年を超えて在学することはできない。ただし、後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程、生命機能研究科の博士課程及び法科大学院の課程に限り、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、在学の年限を延長することができる。

２　学生が前項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

（入学の時期等）

第２９条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科長が特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めの始めに入学させることができる。

２　入学の手続、許可及び許可の取り消し並びに退学及び転学については、本学学部学則の規定を準用する。

３　次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生は、その身分を失う。

（１）第３８条第１項の規定により入学料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの

（２）第３８条の２の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者

（休学）

第３０条　休学期間は、修士課程及び前期課程においては２年、後期課程及び法科大学院の課程においては３年、医学・歯学・薬学の博士課程においては４年、生命機能研究科の博士課程においては５年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、休学期間を延長することができる。

２　前項のほか、休学については本学学部学則の規定を準用する。

（留学）

第３１条　外国の大学院に留学を志望する学生は、研究科長に願い出て、その許可を受けなければならない。

２　前項により留学した期間は、第２条第２項、第３項、第５項及び第６項に規定する修業年限に算入するものとする。

（転科等）

第３２条　転科又は専攻の変更を志願するときは、志願先の研究科長は、選考の上教授会の議を経て、転科又は専攻の変更を許可することがある。

２　再入学を志願するとき並びに他の大学院及び国際連合大学から転学を志願するときは、総長は、選考の上教授会の議を経て、再入学又は転学を許可することがある。

３　前２項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科教授会の議を経て研究科長が行うものとする。

第５章　除籍、復籍及び懲戒

（除籍等）

第３３条　除籍、復籍及び懲戒については、本学学部学則の規定を準用する。

第６章　検定料、入学料及び授業料

（検定料の納付）

第３４条　入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。ただし、本学大学院の修士課程、前期課程又は法科大学院の課程を修了し、引き続き後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程第３年次に入学を志願する者については、検定料を徴収しない。

２　前項の規定は、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の大学院修士課程、前期課程又は法科大学院若しくは教職大学院の課程を修了し、引き続き大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科に入学を志願する者について準用する。

（入学料の納付）

第３５条　入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。ただし、本学大学院の修士課程、前期課程又は法科大学院の課程を修了し、引き続き後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程第３年次に入学する者については、入学料を徴収しない。

２　前項の規定は、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の大学院修士課程、前期課程又は法科大学院若しくは教職大学院の課程を修了し、引き続き大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科に入学を志願する者について準用する。

（授業料の納付）

第３６条　大学院学生は、授業料を毎年前期（４月から９月まで）及び後期（１０月から翌年３月まで）の２期に分けて、所定の期日までに、年額の２分の１ずつ納付しなければならない。

２　授業料の納付及び月割分納等については、本学学部学則の規定を準用する。

（検定料、入学料及び授業料の額）

第３７条　第３４条の検定料、第３５条の入学料及び第３６条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）の定めるところによる。

（検定料の免除）

第３７条の２　検定料の免除については、本学学部学則の規定を準用する。

（入学料の免除等）
第３８条　本学大学院に入学する者（科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項において同じ。）であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であると認められるもの及びこれに該当しない者であっても、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。
（１）入学前１年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
（２）前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合
２　第２９条第３項の規定により学生の身分を失った場合は、当該学生に係る入学料の全部又は一部を免除することができる。
第３８条の２　前条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予については、本学学部学則の規定を準用する。
（授業料の免除等）
第３９条　授業料の免除及び徴収猶予については、本学学部学則の規定を準用する。
（納付済の検定料、入学料及び授業料）
第３９条の２　納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。
２　第２２条第２項に規定する法科大学院の課程の入学志願者に対する選考において、出願書類等による選抜（以下「第１段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第２段階目の選抜」という。）を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第１段階目の選抜に合格しなかった者に対し、当該者の申出により、前項の検定料のうち、納付金規程第２条第５項において定める第２段階目の選抜に係る検定料相当額を返付する。
３　第３６条第２項の規定により、学部学則第４６条第２項の規定を準用して前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

第７章　収容定員

（収容定員）
第４０条　本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

第８章　特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生

（特別研究学生等）
第４１条　本学大学院に特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生の制度を置く。
２　他の大学院、外国の大学院又は国際連合大学の教育課程に在学する学生で、本学大学院又は本学の研究所（各附置研究所、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設及び免疫学フロンティア研究センターをいう。）において研究指導を受けようとするものがあるときは、研究科長又は研究所の長は、これを特別研究学生として入学を許可することができる。
３　特別研究学生の授業料及びその納付については、本学学部学則の研究生に関する規定を準用する。ただし、特別研究学生が国立大学の大学院の学生であるとき又は本学と相互に授業料の不徴収を定めた大学間特別研究学生交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき研究指導を受ける公立若しくは私立の大学の大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
４　特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
５　特別研究学生の除籍については、本学学部学則の研究生に関する規定を準用する。
６　特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、本学学部学則の特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生に関する規定を準用する。
７　外国人で、留学のため本学に大学院学生、特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生

又は研究生として入学する者を外国人留学生という。
８　第３項本文、第６項及び第７項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和２９年３月３１日文部大臣裁定）に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

第９章　特別の課程

（履修証明プログラム）
第４１条の２　本学に、本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第１０５条に規定する特別の課程として、大学院科目等履修生高度プログラムその他の履修証明プログラムを編成することができる。
２　前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生高度プログラムその他の履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第１０章　学年、学期及び休業日

（学年等）
第４２条　学年、学期及び休業日については、本学学部学則の規定を準用する。

第１１章　教員組織

（教員組織）
第４３条　本学大学院を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。
２　大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科の教育研究は、本学、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の協力により実施する。

第１２章　研究科委員会等

（研究科委員会等）
第４４条　研究科教授会の審議事項のうち、特定の事項について審議を行うため、当該研究科に研究科委員会等を置くことができる。
２　研究科委員会等の組織は、当該研究科の定めるところによる。

第１３章　国際連携専攻に関する特例

（国際連携専攻の設置）
第４５条　研究科（高等司法研究科を除く。以下同じ。）は、教育上の目的を達成するために必要があると認める場合には、外国の大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。
（国際連携教育課程の編成）
第４６条　国際連携専攻を設ける研究科は、第５条の３及び第５条の４第１項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。
（共同開設科目）
第４７条　国際連携専攻を設ける研究科は、第５条の３及び第５条の４第１項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。
２　国際連携専攻を設ける研究科が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、５単位を超えない範囲で、当該研究科又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすること

ができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第４９条第１項及び第２項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定等）

第４８条　国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

２　国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

（国際連携専攻に係る修了要件）

第４９条　国際連携専攻の修士課程又は前期課程の修了の要件は第１５条第１項に、同専攻の医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は同条第４項及び第５項に、同専攻の医学・歯学・薬学の博士課程の修了の要件は同条第６項に、それぞれ定めるもののほか、国際連携専攻を設ける研究科において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により１５単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により１０単位以上を修得することとする。

２　前項により国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第８条若しくは第８条の２又は第４８条第１項の規定により充当することができ、又は修得したものとして認定することができ、若しくは修得したものとしてみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第８条の２の規定により修得したものとして認定することができる単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携専攻学生の授業料等）

第５０条　国際連携専攻の学生のうち、連携外国大学院を主として入学する学生の本学における検定料、入学料及び授業料については、第３４条本文、第３５条本文及び第３６条第１項の規定にかかわらず、その全額を徴収しない。

（その他）

第５１条　本学則に定めるもののほか、国際連携専攻に係る次の各号に掲げる事項については、あらかじめ当該専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議により、別に定める。

(1)　教育課程の編成に関する事項
(2)　教育組織の編成に関する事項
(3)　入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
(4)　学生の在籍の管理及び安全に関する事項
(5)　学生の奨学及び厚生補導に関する事項
(6)　教育研究活動等の状況の評価に関する事項
(7)　その他国際連携専攻に関する事項

附　則

（略）

附　則

１　この改正は、令和４年４月１日から施行する。

２　文学研究科文化形態論専攻、文化表現論専攻及び文化動態論専攻並びに言語文化研究科言語文化専攻、言語社会専攻及び日本語・日本文化専攻は、改正後の第３条第１項の規定にかかわらず、令和４年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

３　改正後の別表の規定にかかわらず、令和４年度及び令和５年度の次表の左欄に掲げる研究科専攻及び全研究科の収容定員並びに収容定員合計は、それぞれ対応右欄のとおりとする。

左欄		右欄				
研究科名	専攻名	令和４年度			令和５年度	
		博士課程の前期課程	博士課程の後期課程	収容定員	博士課程の後期課程	収容定員
人文学研究科	人文学	47	14	226	28	452
	言語文化学	32	15		30	
	外国学	25	11		22	
	日本学	40	18		36	
	芸術学	17	7		14	
	計	161	65		130	
（略）						

４　令和４年３月３１日現在在学中の者については、改正後の第６条第４項及び第５項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

５　前項の場合において、改正前の第６条の適用については、同条第４項中「グローバルイニシアティブ科目」の次に「国際交流科目」を加えるものとし、第５項中「及びグローバルイニシアティブ科目」とあるのは、「、グローバルイニシアティブ科目及び国際交流科目」と読み替えるものとする。

別表

大学院収容定員表

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程の前期課程又は法科大学院の課程		博士課程の後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程		収容定員
		１年当	収容定員	１年当	収容定員	
人文学研究科	人文学	47	94	14	42	517
	言語文化学	32	64	15	45	
	外国学	25	50	11	33	
	日本学	40	80	18	54	
	芸術学	17	34	7	21	
	計	161	322	65	195	
（略）						

大阪大学学位規程

（総則）

第１条　大阪大学（以下「本学」という。）において授与する学位は、学士、修士、博士及び法務博士とする。

２　本学において授与する修士、博士及び法務博士の学位については、大阪大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

３　学士の学位については、大阪大学学部学則の定めるところによる。

（学位に付記する専攻分野等の名称）

第２条　本学において授与する修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学
人間科学
法学
経済学
応用経済学
経営学
理学
医科学
保健学
看護学
薬科学
工学
言語文化学
日本語・日本文化
国際公共政策
情報科学
生命機能学

２　本学において授与する博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学
人間科学
法学
経済学
応用経済学
経営学
理学
医学
保健学
看護学
歯学
薬科学
薬学
工学

言語文化学
日本語・日本文化
国際公共政策
情報科学
生命機能学
小児発達学

３　前２項の規定にかかわらず、専攻分野が学際領域等に係るもので、当該研究科教授会の議を経て総長が適当と認めたときは、学術と付記することができる。

４　本学において授与する法務博士の学位には、専門職と付記するものとする。

（学位の授与要件）

第３条　学位は、学則の定めるところにより、所定の課程を修了した者に授与する。

２　前項に定めるもののほか、修士の学位は、学則の定めるところにより、生命機能研究科の博士課程において、修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも授与することができる。

３　第１項に定めるもののほか、博士の学位は、博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）した者にも授与することができる。

（課程を経る者の論文の提出）

第４条　本学大学院の課程（法科大学院の課程を除く。）を経る者（前条第２項に規定する者を含む。以下同じ。）の学位論文は、学則の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。

２　前項の場合において、博士論文にあっては、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添付しなければならない。

（課程を経ない者の学位授与の申請）

第５条　第３条第３項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に博士論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書を添え、学位に付記する専攻分野を指定して総長に提出するものとする。

２　前項の申請は、別に定める論文審査手数料を納付後に行うものとし、申請期間は、当該納付した日から４日以内とする。

３　総長は、前項の納付を確認後、第１項の申請書類を受理したときは、専攻分野に応じて、当該研究科長に回付するものとする。

（論文）

第６条　審査を受けるため提出する学位論文（学則第１５条第１項本文の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。）は、１篇とし、所定の部数を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

２　審査のため必要があるときは、研究科教授会は、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

第７条　受理した学位論文及び論文審査手数料は、返付しない。

（学位論文の審査の付託）

第８条　研究科長は、学位論文を受理（第５条第３項の規定により総長から回付された場合を含む。）したときは、その審査及び最終試験又は学力の確認を当該研究科教授会に付託するものとする。

（審査委員会）

第９条　研究科教授会は、審査を付託された学位論文の審査等を行うため、審査委員会を設けるものとする。

２　審査委員会は、当該研究科教授２名以上の委員で組織する。ただし、修士論文の審査にあっては、当該研究科の教授１名及び准教授１名以上とすることができる。

３　前項の場合において、必要があるときは、研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

４　審査委員会の委員は、公表するものとする。

５　審査委員会の委員は、学位論文の審査等に関し、供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

（論文の発表会）

第９条の２　学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を公開で実施するものとする。ただし、当該論文の内容に関し、知的財産を保護する必要があるとき又は秘密保持の義務を課した本学の契約を遵守する必要があるときは、非公開とすることができる。

（課程を経る者の最終試験）

第１０条　学則第１２条本文に規定する最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある科目について、口答試問又は筆答試問により行う。

（課程を経ない者の学力の確認）

第１１条　第３条第３項に規定する学力の確認は、学位論文に関連のある科目及び外国語について、口答試問又は筆答試問により行うものとする。

２　前項の外国語については、２種類を課すものとする。ただし、研究科教授会が特別の事由があると認めるときは、１種類のみとすることができる。

第１２条　本学大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者が、博士論文を提出したときは、各研究科で定める年限内に限り、学力の確認を行わないことがある。

（審査期間）

第１３条　審査委員会は、博士論文が提出された日から１年以内に、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

（審査結果の報告）

第１４条　審査委員会は、論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。ただし、修士の学位については、学位を授与できるか否かの意見のみを報告すれば足りるものとする。

（博士論文研究基礎力審査）

第１４条の２　修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に代えて、学則第１５条第２項に規定する試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）を行う場合については、第９条及び前条の規定を準用する。この場合において、第９条第１項中「審査を付託された学位論文の審査等」とあり、同条第２項中「修士論文の審査」とあり、及び同条第５項中「学位論文の審査等」とあるのは「博士論文研究基礎力審査」と読み替えるものとする。

２　前項に定めるもののほか、博士論文研究基礎力審査の内容、方法等については、当該博士課程の目的に応じ、研究科において定めるものとする。

（学位授与の議決等）

第１５条　研究科教授会は、第１４条（前条第１項において準用する場合を含む。）の報告にを受け、学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。ただし、研究科の定めるところにより、教授会通則第９条に規定する代議員会等に委任し、その議決をもって研究科教授会の議決に代えることができる。

２　前項の議決には、構成員の３分の２以上の出席を必要とし、かつ、出席者の３分の２以上の同意がなければならない。

第１６条　研究科教授会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は、文書で総長に報告しなければならない。

２　前項の場合において、博士の学位にあっては、博士論文とともに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を添付するものとする。

（学位の授与）

第１７条　総長は、前条の報告を受け、学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべき者には、所定

の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

（学位簿への登録）

第１８条　本学は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から３月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

（博士論文の要旨等の公表）

第１９条　本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から３月以内に当該博士論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

２　前項の規定による公表は、本学の機関リポジトリの利用により行う。

（博士論文の公表）

第２０条　博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から１年以内に当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に印刷公表したときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科長の承認を得て、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、研究科教授会の議を経て、その公表を承認するとともに、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとし、本学においては機関リポジトリの利用により行うものとする。

（学位名称の使用）

第２１条　本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。

（学位の取消）

第２２条　学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、総長は、当該研究科教授会の意見を聴いた上、教育研究評議会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

２　学位を授与された者に、その名誉を汚す行為があったときは、前項の例により、当該学位を取り消すことがある。

（学位記の様式）

第２３条　学位記の様式は、別表のとおりとする。

２　国際連携専攻における学位記の表記は、別表九及び別表十のとおり日本語とする。ただし、連携外国大学院との協議により、連携外国大学院が所在する国の公用語又は国際的通用性のある第三国の言語を併記することができる。

（雑則）

第２４条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

２　国際連携専攻における学位申請手続き及び学位論文の審査方法等については、この規程に定めるもののほか、連携外国大学院との協議により別に定めることができるものとする。

附　則

（略）

附　則

この改正は、平成３１年５月１日から施行する。

別表

（略）

大阪大学大学院人文学研究科規程

（趣旨及び目的）

第１条　この規程は、大阪大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、大阪大学大学院人文学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めるものとする。

２　本研究科は、多様な個人及び社会集団が生み出してきた言語、事物、思考、習慣等の精神文化及び物質文化の両面にわたる人間の営為を探求する人文学研究を継承しつつ、専門性にとらわれることなく領域横断的で柔軟に発想する能力並びに現代社会のグローバル化及び情報化に即応した最新の技術を活用する力を身に付けることにより、現代にふさわしい人文学をデザインし、今日的課題に果敢に挑戦し、そこで得られた知見を世界に向けて発信し得る人材を養成することを目的とする。

（課程及び専攻）

第２条　本研究科の課程は、博士課程とする。

２　博士課程は、これを前期２年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する。

３　本研究科に、次の専攻を置く。

人文学専攻

言語文化学専攻

外国学専攻

日本学専攻

芸術学専攻

（コース）

第３条　各専攻（言語文化学専攻を除く。）に、次のコースを置く。

人文学専攻

哲学コース、グローバルヒストリー・地理学コース、文学コース、比較・対照言語学コース

外国学専攻

アジア・アフリカ言語文化コース、ヨーロッパ・アメリカ言語文化コース

日本学専攻

基盤日本学コース、応用日本学コース

芸術学専攻

アート・メディア論コース、美学・文芸学コース、音楽学・演劇学コース、日本東洋美術史・西洋美術史コース

（入学）

第４条　本研究科に入学を志願する者については、研究科長は、研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て選考するものとする。

（教育方法）

第５条　本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

２　前項に規定する授業科目は、講義、演習又は実習によって行い、単位の計算は、次のとおりとする。

(1)　講義は１５時間をもって１単位とする

(2)　演習は１５時間又は３０時間をもって１単位とする。

(3)　実習は４５時間をもって１単位とする。

（指導教員）
第６条　学生には、その研究分野、在籍するコース等に応じて指導教員を定める。
２　学生には、前項に定める指導教員のほか、必要に応じて副指導教員を定める。
３　指導教員及び副指導教員は教授とする。ただし、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、准教授又は専任講師をもって代えることができる。
４　前３項に定めるもののほか、指導教員及び副指導教員に関し必要な事項は、別に定める。
（前期課程の授業科目及び単位数）
第７条　前期課程の授業科目、単位数及び必修・選択の区分等は、別表１のとおりとする。
２　前項の授業科目の配当年次、授業時間数等は、教授会の議を経て別に定める。
（後期課程の授業科目及び単位数）
第８条　後期課程の授業科目、単位数及び必修・選択の区分等は、別表２のとおりとする。
２　前項の授業科目の配当年次、授業時間数等は、教授会の議を経て別に定める。
（前期課程の履修方法等）
第９条　前期課程の学生は、必要な研究指導を受けるほか、別表３に定める履修方法により、３０単位以上を修得しなければならない。
２　前期課程の学生は、研究科長が教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは他の研究科の授業科目、大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目又は国際交流科目を履修することができる。
３　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第５条第１項に規定する授業科目として単位認定を行うとともに、別表３の定めるところにより、第１項に規定する単位に充当することができる。
（後期課程の履修方法等）
第１０条　後期課程の学生は、必要な研究指導を受けるほか、別表４に定める履修方法により、８単位以上を修得しなければならない。
２　後期課程の学生は、研究科長が教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは他の研究科の授業科目、大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目又は国際交流科目を履修することができる。
３　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第５条第１項に規定する授業科目として単位認定を行うとともに、別表４の定めるところにより、第１項に規定する単位に充当することができる。
（履修及び研究計画の届出）
第１１条　学生は、授業科目を履修し、かつ、研究指導を受けるため、指導教員の指示に基づき、毎学年の始めの所定の期日までに、履修計画及び研究計画を定め、届け出なければならない。
（履修科目の試験）
第１２条　第５条第１項に規定する授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。
２　前項の規定による試験は、学期末、学年末その他授業科目担当教員の都合等により適当な時期に行う。
（単位の授与）
第１３条　前条の規定による試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。
（研究指導）
第１４条　第５条第１項に規定する研究指導を受けたことの認定は、研究概要の報告に基づき指導教員が行う。

２　学生は、学年ごとに研究指導を受け、毎学年末に研究概要を報告しなければならない。
３　前２項に定めるもののほか、研究指導に関し必要な事項は、別に定める。
（長期にわたる課程の履修）
第１５条　学生が職業を有していること等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科長は、その計画的な履修を認めることができる。
２　前項の規定により計画的な履修を許可する学生に関し必要な事項は、別に定める。
（他の大学院等又は外国の大学院等における学修等及び単位等の認定）
第１６条　教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院又は外国の大学院の授業科目を第５条第１項に規定する授業科目として履修させることができる。
２　教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院等又は外国の大学院等において研究指導を受けさせることができる。
３　前項の規定による研究指導を受ける期間は１年とする。ただし、前期課程の学生が研究指導を受ける場合を除き、必要があるときは１年ごとに期間の延長を願い出て許可を得なければならない。
４　前３項の規定に基づき、授業科目を履修し、又は研究指導を受けようとする学生は、あらかじめ所定の手続によって申請し、許可を得なければならない。
５　前項の規定により、授業科目の履修を許可された学生が修得した単位は、審査の上、これを第９条第１項又は第１０条第１項に規定する授業科目の単位として認定することができる。
６　第４項の規定により、研究指導を受けることを許可された学生は、審査の上、これを第５条第１項に規定する研究指導として認定することができる。
７　第５項の規定により、第９条第１項又は第１０条１項に規定する授業科目として認定することができる単位は、１５単位を超えないものとする。
（入学前の既修得単位の認定）
第１７条　教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科入学前に大学院において修得した授業科目の単位（大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１５条において準用する大学設置基準（昭和３８年文部省令第２８号）第３１条第１項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を審査の上、本研究科において修得したものとして認定することができる。
２　前項の規定により修得したものとして認定し、第９条第１項又は第１０条第１項に規定する授業科目の単位に充当することのできる単位は、１５単位を超えないものとし、前条第７項に規定する単位と合わせて２０単位を超えないものとする。
（学位論文の提出）
第１８条　修士論文を提出しようとする学生は、前期課程に１年以上在学し、第９条第１項に規定する単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。ただし、在学期間１年をもって第９条第１項に規定する単位を修得し得る者で、教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたものと認めた学生については、この限りでない。
２　博士論文を提出しようとする学生は、後期課程に２年以上在学し、第１０条第１項に規定する単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。ただし、修士課程又は前期課程における在学期間（２年を限度とする。）と後期課程における在学期間を合計して３年以上で、かつ、後期課程の在学期間が２年以内となる在学期間をもって第１０条第１項に規定する単位を修得し得る者及び入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められ後期課程に入学し、１年以上２年以内となる当該課程の在学期間をもっ

て第１０条第１項に規定する単位を修得し得る者で、教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたものと認めた学生については、この限りでない。

３　学位論文の題目は、指導教員の承認を得て、あらかじめ指定する期日までに研究科長に届け出なければならない。

４　学位論文は、あらかじめ指定する期日までに研究科長に提出しなければならない。

５　芸術学専攻に在籍する学生は、学則第１５条第１項に規定する特定の課題についての研究の成果を、修士論文に代えて提出することができるものとし、次条第１項に規定する修士論文の審査は、当該研究の成果に対して、これを行うものとする。

６　博士論文の提出に当たっては、あらかじめ博士論文の提出の可否を審査する予備審査に合格していなければならない。

７　学位論文及び予備審査に関し必要な事項は、別に定める。

（学位論文の審査及び最終試験）

第１９条　修士論文の審査及び最終試験は、教授会において委嘱する教授２名以上又は教授１名及び准教授１名の２名以上の委員からなる審査委員会がこれを行う。

２　博士論文の審査及び最終試験は、教授会において委嘱する教授２名を含む３名以上の委員からなる審査委員会がこれを行う。

３　学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

４　前期課程の最終試験は、第９条第１項に規定する単位を修得し、研究指導の認定を受け、かつ、修士論文を提出した者について行う。

５　後期課程の最終試験は、第１０条第１項に規定する単位を修得し、研究指導の認定を受け、かつ、博士論文を提出した者について行う。

６　最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連のある授業科目について、筆記試験又は口頭試験により行う。

７　学位論文及び最終試験の合否は、審査委員会の議を経て、教授会が審議のうえ議決する。

（特別研究学生）

第２０条　他の大学院又は外国の大学院に在学する学生で本研究科において研究指導を受けようとする者は、所定の手続により研究科長に願い出るものとする。

２　前項の規定による出願者については、選考の上、特別研究学生として入学を許可する。

３　特別研究学生の在学期間は、１年以内とする。ただし、研究上必要があり引き続き在学を希望する者は、１年を超えない範囲で研究科長に期間の延長を願い出て、許可を得なければならない。

（特別聴講学生）

第２１条　他の大学院等又は外国の大学院等に在学する学生で、本研究科の授業科目を履修しようとする者は、所定の手続により研究科長に願い出るものとする。

２　前項の規定による出願者については、選考の上、特別聴講学生として入学を許可する。

３　特別聴講学生の在学期間は、履修する授業科目所定の授業期間とする。

４　特別聴講学生が履修する授業科目の試験及び単位の授与については、第１２条及び第１３条の規定を準用する。

（科目等履修生）

第２２条　本研究科の授業科目中１又は複数の授業科目を履修しようとする者は、所定の手続により研究科長に願い出るものとする。

２　前項の規定による出願者については、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

３　科目等履修生として入学することができる者は、別に定める。
４　科目等履修生の入学時期は、春学期又は秋学期の始めとする。
５　科目等履修生の在学期間は、履修する授業科目所定の授業期間とする。ただし、引き続き在学し、授業科目の履修を希望する者は、研究科長に願い出て許可を受けた場合に限り、期間を延長することができる。
６　科目等履修生が履修する授業科目の試験及び単位の授与については、第１２条及び第１３条の規定を準用する。

（研究生）

第２３条　本研究科において特定事項について攻究しようとする者は、所定の手続により研究科長に願い出るものとする。
２　前項の規定による出願者については、選考の上、研究生として入学を許可する。
３　研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)　修士の学位を有する者
(2)　教授会の議を経て、研究科長が前号と同等以上の学力があると認めた者
４　前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、研究科長が認めたときは、大学又は専門職大学を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力がある者を研究生として入学させることができる。
５　研究生の入学時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。
６　研究生の在学期間は１年以内とする。ただし、研究上必要があり引き続き在学を希望する者は、１年を超えない範囲で研究科長に期間の延長を願い出て、許可を得なければならない。

（規程外事項の処理）

第２４条　この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

別表１

前期課程授業科目表

研究科共通

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
人文学基礎科目	人文学基礎（人文学と対話）	1			○			
	人文学基礎（現代の教養）	1					○	
実務研究科目	人文学実務研究			1	○			
	人文学インターンシップ			1	○			
デジタルヒューマニティーズ科目	デジタルヒューマニティーズ基礎			2	○			
	デジタルヒューマニティーズ特殊講義			1	○			
Euroculture科目	European Philosophy from the Japanese Perspective			2	○			
	European History from the Japanese Perspective			2	○			
	European Literature from the Japanese Perspective			2	○			
	Japanese History in the World			2	○			
	Japanese Literature in the World			2	○			
	Japanese Art in the World			2	○			
	Language, Society and Culture in Contemporary Japan			2	○			
基盤科目	ジェンダー・セクシュアリティ研究基礎講義			2	○			
	歴史学方法論講義（各論１）			2	○	○		
	歴史学方法論講義（各論２）			2	○	○		
言語特別演習	言語特別演習Ａ			2		○		
	言語特別演習Ｂ			2		○		
外国語科目１	アジア・アフリカ諸語Ⅰ－１			1	○			
	アジア・アフリカ諸語Ⅰ－２			1	○			
	ヨーロッパ諸語１			1	○			
	ヨーロッパ諸語２			1	○			
	古典語Ⅰ			2	○			
	古典語Ⅱ			2	○			
	イタリア語			2	○			
	ロシア語			2	○			
	英語			1	○			
	アドバンスト・アカデミック・ライティング			2	○			
外国語科目２	アイヌ語			2		○		
	現代チベット語Ａ			2		○		
	現代チベット語Ｂ			2		○		
	古典チベット語Ａ			2		○		
	古典チベット語Ｂ			2		○		
	カレン語			2		○		
	シャン語			2		○		
	オセアニア諸語Ａ			2		○		
	オセアニア諸語Ｂ			2		○		
	サンスクリット語Ａ			2		○		
	サンスクリット語Ｂ			2		○		
	パーリ語Ａ			2		○		
	パーリ語Ｂ			2		○		
	ベンガル語			2		○		
	ウィグル語			2		○		
	カザフ語Ａ			2		○		
	カザフ語Ｂ			2		○		
	ヘブライ語Ａ			2		○		
	ヘブライ語Ｂ			2		○		
	アラム語			2		○		
	アフロアジア諸語			2		○		
	西アフリカ諸語Ａ			2		○		
	西アフリカ諸語Ｂ			2		○		
	東・南アフリカ諸語Ａ			2		○		
	東・南アフリカ諸語Ｂ			2		○		
	古代教会スラブ語Ａ			2		○		
	古代教会スラブ語Ｂ			2		○		
	ウクライナ語Ａ			2		○		
	ウクライナ語Ｂ			2		○		
	ポーランド語Ａ			2		○		
	ポーランド語Ｂ			2		○		
	リトアニア語Ａ			2		○		
	リトアニア語Ｂ			2		○		
	エスペラント語			2		○		
	ラテン語Ａ			2		○		
	ラテン語Ｂ			2		○		
	セルビア語Ａ			2		○		
	セルビア語Ｂ			2		○		
	チェコ語Ａ			2		○		
	チェコ語Ｂ			2		○		
	マルタ語Ａ			2		○		
	マルタ語Ｂ			2		○		
	ブルガリア語Ａ			2		○		
	ブルガリア語Ｂ			2		○		

人文学専攻

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
哲学コース	哲学哲学史講義Ⅰ		2		○	○		哲学哲学史分野
	哲学哲学史講義Ⅱ		2		○	○		
	哲学哲学史演習Ⅰ		2		○			
	哲学哲学史演習Ⅱ		2		○			
	現代哲学講義Ⅰ		2		○	○		
	現代哲学講義Ⅱ		2		○	○		
	現代哲学演習Ⅰ		2		○			
	現代哲学演習Ⅱ		2		○			
	言語哲学講義Ⅰ		2		○	○		
	言語哲学講義Ⅱ		2		○	○		
	言語哲学演習Ⅰ		2		○			
	言語哲学演習Ⅱ		2		○			
	認識論講義		2		○	○		
	認識論演習		2		○			
	存在論講義Ⅰ		2		○	○		
	存在論講義Ⅱ		2		○	○		
	存在論演習		2		○			
	哲学哲学史修士論文作成演習		2		○			
	科学技術社会論講義Ⅰ		2		○	○		科学技術社会論分野
	科学技術社会論講義Ⅱ		2		○	○		
	科学技術思想史講義Ⅰ		2		○	○		
	科学技術思想史講義Ⅱ		2		○	○		
	科学技術社会論演習Ⅰ		2		○			
	科学技術社会論演習Ⅱ		2		○			
	科学技術思想史演習Ⅰ		2		○			
	科学技術思想史演習Ⅱ		2		○			
	科学技術社会論修士論文作成演習Ⅰ		2		○			
	科学技術社会論修士論文作成演習Ⅱ		2		○			
	倫理学講義		2		○	○		臨床哲学分野
	倫理学演習Ⅰ		2		○			
	倫理学演習Ⅱ		2		○			
	倫理学演習Ⅲ		2		○			
	臨床哲学講義		2		○	○		
	臨床哲学演習		2		○			
	ジェンダー・セクシュアリティ研究基礎演習		2		○			
	社会哲学講義		2		○	○		
	社会哲学演習		2		○			
	臨床哲学修士論文作成演習		2		○			
	哲学対話法Ⅰ		2		○			中国哲学分野
	哲学対話法Ⅱ		2		○			
	漢籍資料学演習		2		○			
	中国哲学演習Ⅰ		2		○			
	中国哲学演習Ⅱ		2		○			
	中国哲学講義Ⅰ		2		○	○		
	中国哲学講義Ⅱ		2		○	○		
	中国哲学修士論文作成演習		4		○			
	インド学・仏教学講義		2		○	○		インド学・仏教学分野
	インド学・仏教学演習Ⅰ		2		○			
	インド学・仏教学演習Ⅱ		2		○			
	インド学修士論文作成演習		2		○			
	仏教学修士論文作成演習		2		○			
	インド学講義		2		○	○		
	インド学演習		2		○			
	仏教学講義		2		○	○		
	仏教学演習		2		○			
グローバルヒストリー・地理学コース	人文地理学講義Ⅰ		2		○	○		人文地理学分野
	人文地理学講義Ⅱ		2		○	○		
	人文地理学講義Ⅲ－１		2		○	○		
	人文地理学講義Ⅲ－２		2		○	○		
	人文地理学講義Ⅲ－３		2		○	○		
	人文地理学演習		2		○			
	自然地理学講義		2		○	○		
	地誌学講義		2		○	○		
	人文地理学修士論文作成演習		4		○			
	地域文化空間論講義		2		○	○		
	人間・環境関係論講義		2		○	○		
	東洋史講義		2		○	○		東洋史学分野
	東洋史総合演習		2		○			
	東アジア史講義Ⅰ－１		2		○	○		
	東アジア史演習Ⅰ－１		2		○			
	東アジア史演習Ⅰ－２		2		○			
	東アジア史演習Ⅰ－３		2		○			
	東アジア史演習Ⅰ－４		2		○			
	東アジア史リサーチ演習Ⅰ－１		2		○			
	東アジア史リサーチ演習Ⅰ－２		2		○			
	東アジア史リサーチ演習Ⅰ－３		2		○			
	東アジア史リサーチ演習Ⅰ－４		2		○			
	東アジア史講義Ⅱ－１		2		○	○		
	東アジア史演習Ⅱ－１		2		○			
	東アジア史演習Ⅱ－２		2		○			
	東アジア史演習Ⅱ－３		2		○			

	東アジア史演習Ⅱ－４		2		○			
	東アジア文献学演習Ⅱ－１		2		○			
	東アジア文献学演習Ⅱ－２		2		○			
	東アジア文献学演習Ⅱ－３		2		○			
	東アジア文献学演習Ⅱ－４		2		○			
	中央ユーラシア史講義Ⅰ－１		2		○	○		
	中央ユーラシア史演習Ⅰ－１		2		○			
	中央ユーラシア史演習Ⅰ－２		2		○			
	中央ユーラシア史演習Ⅰ－３		2		○			
	中央ユーラシア史演習Ⅰ－４		2		○			
	中央ユーラシア文献学演習Ⅰ－１		2		○			
	中央ユーラシア文献学演習Ⅰ－２		2		○			
	中央ユーラシア文献学演習Ⅰ－３		2		○			
	中央ユーラシア文献学演習Ⅰ－４		2		○			
	東洋史修士論文作成演習Ⅰ		2		○			
	東洋史修士論文作成演習Ⅱ		2		○			
	中央ユーラシア史修士論文作成演習Ⅰ		2		○			
	世界史演習Ⅲ		2		○			
	歴史学方法論講義（概論）		2		○	○		
	西洋古代史講義		2		○	○		西洋史学分野
	西洋古代史リサーチ演習１		2		○			
	西洋古代史リサーチ演習２		2		○			
	西洋古代史リサーチ演習３		2		○			
	西洋古代史リサーチ演習４		2		○			
	西洋古代史資料講読演習１		2		○			
	西洋古代史資料講読演習２		2		○			
	西洋古代史資料講読演習３		2		○			
	西洋古代史資料講読演習４		2		○			
	西洋中世史講義		2		○	○		
	西洋中世史リサーチ演習１		2		○			
	西洋中世史リサーチ演習２		2		○			
	西洋中世史リサーチ演習３		2		○			
	西洋中世史リサーチ演習４		2		○			
	西洋中世史資料講読演習１		2		○			
	西洋中世史資料講読演習２		2		○			
	西洋中世史資料講読演習３		2		○			
	西洋中世史資料講読演習４		2		○			
	西洋近世史講義		2		○	○		
	西洋近世史リサーチ演習１		2		○			
	西洋近世史リサーチ演習２		2		○			
	西洋近世史リサーチ演習３		2		○			
	西洋近世史リサーチ演習４		2		○			
	西洋近世史資料講読演習１		2		○			
	西洋近世史資料講読演習２		2		○			
	西洋近世史資料講読演習３		2		○			
	西洋近世史資料講読演習４		2		○			
	西洋近現代史講義Ⅰ		2		○	○		
	西洋近現代史講義Ⅱ－１		2		○	○		
	西洋近現代史講義Ⅱ－２		2		○	○		
	西洋近現代史リサーチ演習Ⅰ－１		2		○			
	西洋近現代史リサーチ演習Ⅰ－２		2		○			
	西洋近現代史リサーチ演習Ⅱ－１		2		○			
	西洋近現代史リサーチ演習Ⅱ－２		2		○			
	西洋近現代史演習１		2		○			
	西洋近現代史演習２		2		○			
	世界史講義Ⅰ		2		○	○		
	世界史講義Ⅱ		2		○	○		
	世界史リサーチ演習１		2		○			
	世界史リサーチ演習２		2		○			
	世界史演習Ⅱ－１		2		○			
	世界史演習Ⅱ－２		2		○			
	西洋史演習		1		○			
	西洋史修士論文作成演習		2		○			
	歴史学方法論講義（概論）		2		○	○		
	世界史演習Ⅰ		4		○			
	グローバルヒストリー・地理学入門		2		○			
	グローバルセミナー演習１		2		○			
	グローバルセミナー演習２		2		○			
	歴史・地理教育インターンシップ		1		○			
文学コース	中国文学講義Ⅰ		2		○	○		テクスト表現論中国文学分野
	中国文学講義Ⅱ		2		○	○		
	中国文学演習Ⅰ		2		○			
	中国文学演習Ⅱ		2		○			
	中国文学修士論文作成演習Ⅰ		2		○			
	中国文学修士論文作成演習Ⅱ		2		○			
	英文学作品研究演習		4		○			テクスト表現論英米文学分野
	英文学史講義Ⅰ		2		○	○		
	英文学史講義Ⅱ－１		2		○	○		
	英文学史講義Ⅱ－２		2		○	○		
	英文学史講義Ⅲ		2		○	○		
	英文学作品研究演習Ⅰ－１		2		○			
	英文学作品研究演習Ⅰ－２		2		○			
	アメリカ文学史講義Ⅰ		2		○	○		
	アメリカ文学史講義Ⅱ－１		2		○	○		
	アメリカ文学史講義Ⅱ－２		2		○	○		

	アメリカ文学作品研究演習Ⅰ－１		2		○			
	アメリカ文学作品研究演習Ⅰ－２		2		○			
	アメリカ文学作品研究演習Ⅱ－１		2		○			
	アメリカ文学作品研究演習Ⅱ－２		2		○			
	イギリス文化史講義		2		○	○		
	アメリカ文化史講義		2		○	○		
	英文学作品研究修士論文作成演習		2		○			
	アメリカ文学作品研究修士論文作成演習		2		○			
	ドイツ語学演習		2		○			テクスト表現論ドイツ文学分野
	ドイツ語文学講義		2		○	○		
	ドイツ語文学演習		2		○			
	ドイツ語文学テクスト論講義		2		○	○		
	ドイツ語文学テクスト論演習		2		○			
	ドイツ文化・芸術論講義		2		○	○		
	ドイツ文化・芸術論演習		2		○			
	中欧文化論講義		2		○	○		
	中欧文化論演習		2		○			
	ドイツ文学・思想論講義		2		○	○		
	ドイツ文学・思想論演習		2		○			
	ドイツ語文学修士論文作成演習		2		○			
	フランス文学講義１		2		○	○		テクスト表現論フランス文学分野
	フランス文学講義２		2		○	○		
	フランス文学演習Ⅰ－１		2		○			
	フランス文学演習Ⅰ－２		2		○			
	フランス文学演習Ⅱ－１		2		○			
	フランス文学演習Ⅱ－２		2		○			
	フランス文学演習		4		○			
	フランス語学講義１		2		○	○		
	フランス語学講義２		2		○	○		
	フランス語学演習１		2		○			
	フランス語学演習２		2		○			
	フランス文学史講義１		2		○	○		
	フランス文学史講義２		2		○	○		
	フランス文学史演習１		2		○			
	フランス文学史演習２		2		○			
	フランス文学作品研究講義１		2		○	○		
	フランス文学作品研究講義２		2		○	○		
	フランス文学作品研究演習１		2		○			
	フランス文学作品研究演習２		2		○			
	フランス文学作品研究演習		4		○			
	フランス文学作品研究修士論文作成演習		2		○			
	テクスト環境論講義		2		○	○		テクスト環境論分野
	テクスト環境論演習		2		○			
	文化翻訳論演習		2		○			
	文学テクスト論講義		2		○	○		
	文学テクスト論演習		2		○			
	理論文学研究演習		2		○			
	テクスト実践論演習		2		○			
	物語越境論講義		2		○	○		
	物語越境論演習		2		○			
	比較文学比較文化論講義		2		○	○		
	比較文学比較文化論演習		2		○			
	比較文学研究講義		2		○	○		
	比較文学研究演習		2		○			
	テクスト分析講義		2		○	○		
	テクスト分析演習		2		○			
	テクスト環境論修士論文作成演習		2		○			
比較・対照言語学コース	英語学講義Ⅰ		2		○	○		比較・対照言語学分野
	英語学講義Ⅱ		2		○	○		
	英語学演習Ⅰ		2		○			
	英語学演習Ⅱ		2		○			
	比較・対照言語学修士論文作成演習		2		○			
	比較言語学講義		2		○	○		
	英語史講義		2		○	○		
	理論言語学講義		2		○	○		
	機能言語学演習		2		○			
	対照言語学講義		2		○	○		
	英語史演習		2		○			
	英語音声学講義		2		○	○		
	対照言語学演習		2		○			

言語文化学専攻

授業科目	単位数			科目区分			備考
	必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
研究実践基礎	1			○			
研究発表演習	1			○			
超領域文化論Ａ		2		○			
超領域文化論Ｂ		2		○			
ジェンダー論Ａ		2		○			
ジェンダー論Ｂ		2		○			
グローバリゼーション論Ａ		2		○			
グローバリゼーション論Ｂ		2		○			
言語文化共生論Ａ		2		○			
言語文化共生論Ｂ		2		○			

言語文化形成論Ａ		2		○			
言語文化形成論Ｂ		2		○			
表象文化論Ａ		2		○			
表象文化論Ｂ		2		○			
言語文化比較交流論Ａ		2		○			
言語文化比較交流論Ｂ		2		○			
翻訳研究Ａ		2		○			
翻訳研究Ｂ		2		○			
コミュニケーション論Ａ		2		○			
コミュニケーション論Ｂ		2		○			
語用論研究Ａ		2		○			
語用論研究Ｂ		2		○			
言語技術研究Ａ		2		○			
言語技術研究Ｂ		2		○			
社会言語学研究Ａ		2		○			
社会言語学研究Ｂ		2		○			
応用言語学研究Ａ		2		○			
応用言語学研究Ｂ		2		○			
第二言語研究法Ａ		2		○			
第二言語研究法Ｂ		2		○			
第二言語教育方法論Ａ		2		○			
第二言語教育方法論Ｂ		2		○			
第二言語教育実践研究Ａ		2		○			
第二言語教育実践研究Ｂ		2		○			
第二言語社会・文化研究Ａ		2		○			
第二言語社会・文化研究Ｂ		2		○			
理論言語学Ａ		2		○			
理論言語学Ｂ		2		○			
心理言語学Ａ		2		○			
心理言語学Ｂ		2		○			
史的言語研究Ａ		2		○			
史的言語研究Ｂ		2		○			
言語統計学Ａ		2		○			
言語統計学Ｂ		2		○			
デジタルヒューマニティーズＡ		2		○			
デジタルヒューマニティーズＢ		2		○			
言語認知科学論Ａ		2		○			
言語認知科学論Ｂ		2		○			
認知言語学研究Ａ		2		○			
認知言語学研究Ｂ		2		○			
認知意味理論研究Ａ		2		○			
認知意味理論研究Ｂ		2		○			
認知レトリック論研究Ａ		2		○			
認知レトリック論研究Ｂ		2		○			

外国学専攻

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
研究基礎	研究基礎		2		○		★	
広域言語論	広域言語実践論ⅠＡ		2		○			
	広域言語実践論ⅠＢ		2		○			
	広域言語実践論ⅡＡ		2		○			
	広域言語実践論ⅡＢ		2		○			
	広域言語実践論ⅢＡ		2		○			
	広域言語実践論ⅢＢ		2		○			
	広域言語実践論ⅣＡ		2		○			
	広域言語実践論ⅤＡ		2		○			
	広域言語実践論ⅤＢ		2		○			
	広域言語実践論ⅥＡ		2		○			
	広域言語文化論ⅠＡ		2		○			
	広域言語文化論ⅠＢ		2		○			
	広域言語文化論ⅡＡ		2		○			
	広域言語文化論ⅡＢ		2		○			
	広域言語文化論ⅢＡ		2		○			
	広域言語文化論ⅢＢ		2		○			
	広域言語文化論ⅣＡ		2		○			
	広域言語文化論ⅣＢ		2		○			
	広域言語文化論ⅤＡ		2		○			
	広域言語文化論ⅤＢ		2		○			
	広域対照言語論ⅠＡ		2		○			
	広域対照言語論ⅠＢ		2		○			
	広域対照言語論ⅡＡ		2		○			
	広域対照言語論ⅡＢ		2		○			
	広域対照言語論ⅢＡ		2		○			
	広域対照言語論ⅢＢ		2		○			
	広域対照言語論ⅣＡ		2		○			
	広域対照言語論ⅣＢ		2		○			
	広域対照言語論ⅤＡ		2		○			
	広域対照言語論ⅤＢ		2		○			
地域言語論	アジア言語構造論ⅠＡ		2		○			
	アジア言語構造論ⅠＢ		2		○			
	アジア言語構造論ⅡＡ		2		○			
	アジア言語構造論ⅡＢ		2		○			
	アジア言語構造論ⅢＡ		2		○			

	アジア言語構造論Ⅲ B		2		○			
	アジア言語構造論Ⅳ A		2		○			
	アジア言語構造論Ⅳ B		2		○			
	アジア言語構造論Ⅴ A		2		○			
	アジア言語構造論Ⅴ B		2		○			
	アジア言語構造論Ⅵ A		2		○			
	アジア言語構造論Ⅵ B		2		○			
	アジア言語構造論Ⅶ A		2		○			
	アジア言語構造論Ⅶ B		2		○			
	アジア言語構造論Ⅷ A		2		○			
	アジア言語構造論Ⅷ B		2		○			
	アジア言語構造論Ⅸ A		2		○			
	アジア言語構造論Ⅸ B		2		○			
	アジア言語構造論Ⅹ A		2		○			
	アジア言語構造論Ⅹ B		2		○			
	アジア言語構造論ⅩⅠA		2		○			
	アジア言語構造論ⅩⅠB		2		○			
	アジア言語構造論ⅩⅡA		2		○			
	アジア言語構造論ⅩⅡB		2		○			
	アジア言語構造論ⅩⅢA		2		○			
	アジア言語構造論ⅩⅢB		2		○			
	アジア言語構造論ⅩⅣA		2		○			
	アジア言語構造論ⅩⅣB		2		○			
	アジア言語構造論ⅩⅤA		2		○			
	アジア言語構造論ⅩⅤB		2		○			
	アジア言語構造論ⅩⅥA		2		○			
	アジア言語構造論ⅩⅥB		2		○			
	アジア言語構造論ⅩⅦA		2		○			
	アジア言語構造論ⅩⅦB		2		○			
	アフリカ言語構造論ⅠA		2		○			
	アフリカ言語構造論ⅠB		2		○			
	アフリカ言語構造論ⅡA		2		○			
	アフリカ言語構造論ⅡB		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅠA		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅠB		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅡA		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅡB		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅢA		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅢB		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅣA		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅣB		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅤA		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅤB		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅥA		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅥB		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅦA		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅦB		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅧA		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅧB		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅨA		2		○			
	ヨーロッパ言語構造論ⅨB		2		○			
	アメリカ言語構造論ⅠA		2		○			
	アメリカ言語構造論ⅠB		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅠA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅠB		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅡA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅡB		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅢA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅢB		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅣA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅣB		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅤA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅤB		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅥA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅥB		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅦA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅦB		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅧA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅧB		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅨA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅨB		2		○			
	アジア言語文化表象論Ⅹ A		2		○			
	アジア言語文化表象論Ⅹ B		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅩⅠA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅩⅠB		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅩⅡA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅩⅡB		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅩⅢA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅩⅢB		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅩⅣA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅩⅣB		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅩⅤA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅩⅤB		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅩⅥA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅩⅥB		2		○			

	アジア言語文化表象論ⅩⅦA		2		○			
	アジア言語文化表象論ⅩⅦB		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅠA		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅠB		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅡA		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅡB		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅢA		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅢB		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅣA		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅣB		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅤA		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅤB		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅥA		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅥB		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅦA		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅦB		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅧA		2		○			
	ヨーロッパ言語文化表象論ⅧB		2		○			
	イギリス言語文化表象論ⅠA		2		○			
	イギリス言語文化表象論ⅠB		2		○			
	アメリカ言語文化表象論ⅠA		2		○			
	アメリカ言語文化表象論ⅠB		2		○			
	アメリカ言語文化表象論ⅡA		2		○			
	アメリカ言語文化表象論ⅡB		2		○			
	アメリカ言語文化表象論ⅢA		2		○			
	アメリカ言語文化表象論ⅢB		2		○			
	アメリカ言語文化表象論ⅣA		2		○			
	アメリカ言語文化表象論ⅣB		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅠA		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅠB		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅡA		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅡB		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅢA		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅢB		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅣA		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅣB		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅤA		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅤB		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅥA		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅥB		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅦA		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅦB		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅧA		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅧB		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅨA		2		○			
	アジア言語文化資源論ⅨB		2		○			
	イギリス言語文化資源論ⅠA		2		○			
	イギリス言語文化資源論ⅠB		2		○			
	アジア言語社会構造論ⅠA		2		○			
	アジア言語社会構造論ⅠB		2		○			
	アジア言語社会構造論ⅡA		2		○			
	アジア言語社会構造論ⅡB		2		○			
	アジア言語社会構造論ⅢA		2		○			
	アジア言語社会構造論ⅢB		2		○			
	アジア言語社会構造論ⅣA		2		○			
	アジア言語社会構造論ⅣB		2		○			
	アジア言語社会構造論ⅤA		2		○			
	アジア言語社会構造論ⅤB		2		○			
	アフリカ言語社会構造論ⅠA		2		○			
	アフリカ言語社会構造論ⅠB		2		○			
	アフリカ言語社会構造論ⅡA		2		○			
	アフリカ言語社会構造論ⅡB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会構造論ⅠA		2		○			
	ヨーロッパ言語社会構造論ⅠB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会構造論ⅡA		2		○			
	ヨーロッパ言語社会構造論ⅡB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会構造論ⅢA		2		○			
	ヨーロッパ言語社会構造論ⅢB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会構造論ⅣA		2		○			
	ヨーロッパ言語社会構造論ⅣB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会構造論ⅤA		2		○			
	ヨーロッパ言語社会構造論ⅤB		2		○			
	アメリカ言語社会構造論ⅠA		2		○			
	アメリカ言語社会構造論ⅠB		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅠA		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅠB		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅡA		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅡB		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅢA		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅢB		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅣA		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅣB		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅤA		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅤB		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅥA		2		○			

	アジア言語社会動態論ⅥB		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅦA		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅦB		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅧA		2		○			
	アジア言語社会動態論ⅧB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅠA		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅠB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅡA		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅡB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅢA		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅢB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅣA		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅣB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅤA		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅤB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅥA		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅥB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅦA		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅦB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅧA		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅧB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅨA		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅨB		2		○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅩA		2		○			
	イギリス言語社会動態論ⅠA		2		○			
	イギリス言語社会動態論ⅠB		2		○			
	アメリカ言語社会動態論ⅠA		2		○			
	アメリカ言語社会動態論ⅠB		2		○			
地域言語社会特論	世界文学・文化論		2		○		★	
	現代英米政治外交史特殊研究		2		○			
	英米言語社会論		2		○			
	Global Area Studies A		2		○			
	Global Area Studies B		2		○			
	グローバル地域社会論A		2		○		★	
	グローバル地域社会論B		2		○		★	
	グローバル地域研究演習A		2		○			
	グローバル地域研究演習B		2		○			
	グローバル地域研究方法論		2		○			
	世界の言語		2		○		★	
	世界の言語事情		2		○		★	
複合領域特論	言語文化資源の活用と情報処理研究		2		○			
	通訳翻訳学特講A		2		○			
	通訳翻訳学特講B		2		○			
	多言語共生社会演習		2		○			
	グローバル共生実践演習		2		○			
専攻言語	中国語特別演習A		2			○		
	中国語特別演習B		2			○		
	朝鮮語特別演習A		2			○		
	朝鮮語特別演習B		2			○		
	モンゴル語特別演習A		2			○		
	モンゴル語特別演習B		2			○		
	インドネシア語特別演習A		2			○		
	インドネシア語特別演習B		2			○		
	フィリピノ語特別演習A		2			○		
	フィリピノ語特別演習B		2			○		
	タイ語特別演習A		2			○		
	タイ語特別演習B		2			○		
	ベトナム語特別演習A		2			○		
	ベトナム語特別演習B		2			○		
	ビルマ語特別演習A		2			○		
	ビルマ語特別演習B		2			○		
	ヒンディー語特別演習A		2			○		
	ヒンディー語特別演習B		2			○		
	ウルドゥー語特別演習A		2			○		
	ウルドゥー語特別演習B		2			○		
	アラビア語特別演習A		2			○		
	アラビア語特別演習B		2			○		
	ペルシア語特別演習A		2			○		
	ペルシア語特別演習B		2			○		
	トルコ語特別演習A		2			○		
	トルコ語特別演習B		2			○		
	スワヒリ語特別演習A		2			○		
	スワヒリ語特別演習B		2			○		
	ロシア語特別演習A		2			○		
	ロシア語特別演習B		2			○		
	ハンガリー語特別演習A		2			○		
	ハンガリー語特別演習B		2			○		
	デンマーク語特別演習A		2			○		
	デンマーク語特別演習B		2			○		
	スウェーデン語特別演習A		2			○		
	スウェーデン語特別演習B		2			○		
	ドイツ語特別演習A		2			○		
	ドイツ語特別演習B		2			○		
	英語特別演習A		2			○		
	英語特別演習B		2			○		

	英語特別演習Ｃ		2			○		
	英語特別演習Ｄ		2			○		
	フランス語特別演習Ａ		2			○		
	フランス語特別演習Ｂ		2			○		
	イタリア語特別演習Ａ		2			○		
	イタリア語特別演習Ｂ		2			○		
	スペイン語特別演習Ａ		2			○		
	スペイン語特別演習Ｂ		2			○		
	ポルトガル語特別演習Ａ		2			○		
	ポルトガル語特別演習Ｂ		2			○		

★印の授業科目は、他の専攻の学生が履修した場合は高度国際性涵養教養教育科目の単位として認定する

日本学専攻

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
専攻共通	Basic Academic Skills for Humanities 1		2		○	○		
	Basic Academic Skills for Humanities 2		2		○	○		
	Advanced Academic Skills for Humanities 1		2		○	○		
	Advanced Academic Skills for Humanities 2		2		○	○		
	Introduction to Contemporary Japanese Studies 1		2		○	○		
	Introduction to Contemporary Japanese Studies 2		2		○	○		
	Issues in Contemporary Japanese Studies 1		2		○	○		
	Issues in Contemporary Japanese Studies 2		2		○	○		
基盤日本学コース	現代日本学講義		2		○	○		現代日本学分野
	日本の文化と思想講義		2		○	○		
	日本の社会と歴史講義		2		○	○		
	日本の地域と民俗講義		2		○	○		
	日本のジェンダーと表象講義		2		○	○		
	現代日本学演習		2		○			
	フィールドワーク演習		2		○			
	オーラルヒストリー演習		2		○			
	思想史文献講読演習		2		○			
	表象資料分析演習		2		○			
	現代日本学修士論文作成演習		2		○			
	歴史学方法論講義（概論）		2		○	○		日本史学分野
	世界史演習Ⅰ		4		○			
	歴史資料論演習		2		○			
	日本古代史講義		2		○	○		
	日本古代史演習		4		○			
	日本古代史演習		2		○			
	日本中世史講義Ⅰ		2		○	○		
	日本中世史講義Ⅱ		2		○	○		
	日本中世史演習Ⅰ		4		○			
	日本中世史演習Ⅱ		4		○			
	日本中世史演習Ⅰ－１		2		○			
	日本中世史演習Ⅰ－２		2		○			
	日本中世史演習Ⅱ		2		○			
	日本近世史講義		2		○	○		
	日本近世史演習		4		○			
	日本近世史演習１		2		○			
	日本近世史演習２		2		○			
	日本近世史演習３		2		○			
	日本近代史講義		2		○	○		
	日本近代史演習		4		○			
	日本文化史講義Ⅰ		2		○	○		
	日本文化史講義Ⅱ		2		○	○		
	アーカイブズ学講義		2		○	○		
	アーカイブズ学演習		2		○			
	アーカイブズ・マネジメント論講義		2		○	○		
	日本史修士論文作成演習Ⅰ		4		○			
	日本史修士論文作成演習Ⅱ		4		○			
	日本史修士論文作成演習Ⅲ		4		○			
	日本史修士論文作成演習Ⅳ		4		○			
	日本史修士論文作成演習Ⅴ		4		○			
	考古学講義		2		○	○		考古学分野
	考古学演習１		2		○			
	考古学演習２		2		○			
	日本考古学講義１		2		○	○		
	日本考古学講義２		2		○	○		
	日本考古学演習		2		○			
	比較考古学講義		2		○	○		
	比較考古学演習		2		○			
	考古資料論講義１		2		○	○		
	考古資料論講義２		2		○	○		
	考古資料論演習１		2		○			
	考古資料論演習２		2		○			
	文化財学演習		2		○			
	考古学修士論文作成演習		2		○			
	中古文学論講義		2		○	○		日本文学・日本語史学分野
	中古文学論演習		4		○			
	中世文学論講義		2		○	○		
	中世文学論演習		4		○			
	近現代文学論講義Ⅰ		2		○	○		
	近現代文学論演習Ⅰ		4		○			

	近現代文学論講義Ⅱ		2		○	○		
	近現代文学論演習Ⅱ		4		○			
	日本文学修士論文作成演習		2		○			
	国語史講義		2		○	○		
	国語史演習		4		○			
	国語学講義		2		○	○		
	国語学演習		4		○			
	国語学修士論文作成演習		2		○			
	中国文学講義Ⅰ		2		○	○		
	中国文学演習Ⅰ		2		○			
	中国文学講義Ⅱ		2		○	○		
	中国文学演習Ⅱ		2		○			
	比較文学比較文化論講義		2		○	○		
	比較文学比較文化論演習		2		○			
	テクスト分析講義		2		○	○		
	テクスト分析演習		2		○			
	現代日本語学講義Ⅰ－１		2		○	○		基盤日本語学分野
	現代日本語学講義Ⅰ－２		2		○	○		
	現代日本語学演習Ⅰ－１		2		○			
	現代日本語学演習Ⅰ－２		2		○			
	現代日本語学講義Ⅱ－１		2		○	○		
	現代日本語学講義Ⅱ－２		2		○	○		
	現代日本語学講義Ⅱ－３		2		○	○		
	現代日本語学講義Ⅱ－４		2		○	○		
	現代日本語学演習Ⅱ		2		○			
	現代日本語学講義Ⅲ－１		2		○	○		
	現代日本語学講義Ⅲ－２		2		○	○		
	現代日本語学演習Ⅲ－１		2		○			
	現代日本語学演習Ⅲ－２		2		○			
	社会言語学講義Ⅰ－１		2		○	○		
	社会言語学講義Ⅰ－２		2		○	○		
	社会言語学演習Ⅰ		4		○			
	社会言語学講義Ⅱ－１		2		○	○		
	社会言語学講義Ⅱ－２		2		○	○		
	社会言語学演習Ⅱ		4		○			
	語用論講義		2		○	○		
	語用論演習１		2		○			
	語用論演習２		2		○			
	語用論演習３		2		○			
	現代日本語学修士論文作成演習Ⅰ		4		○			
	現代日本語学修士論文作成演習Ⅱ		4		○			
	現代日本語学修士論文作成演習Ⅲ		4		○			
	社会言語学修士論文作成演習Ⅰ		4		○			
	社会言語学修士論文作成演習Ⅱ		4		○			
	語用論修士論文作成演習		4		○			
応用日本学コース	比較日本学研究総論		2		○			比較日本学分野
	比較日本文化研究Ⅰ		2		○			
	比較日本文化研究Ⅱ		2		○			
	比較日本文化研究Ⅲ		2		○			
	比較日本文化研究Ⅳ		2		○			
	比較日本文化研究Ⅴ		2		○			
	比較日本文化研究Ⅵ		2		○			
	比較日本文化研究Ⅶ		2		○			
	比較日本文化研究Ⅷ		2		○			
	比較日本学研究指導Ａ		2		○			
	比較日本学研究指導Ｂ		2		○			
	応用日本語学研究総論		2		○			応用日本語学分野
	日本語学研究Ⅰ		2		○			
	日本語学研究Ⅱ		2		○			
	日本語学研究Ⅲ		2		○			
	日本語学研究Ⅳ		2		○			
	日本語学研究Ⅴ		2		○			
	日本語学研究Ⅵ		2		○			
	日本語学研究Ⅶ		2		○			
	日本語学研究Ⅷ		2		○			
	日本語学研究Ⅸ		2		○			
	言語学研究Ⅰ		2		○			
	言語学研究Ⅱ		2		○			
	応用日本語学研究指導Ａ		2		○			
	応用日本語学研究指導Ｂ		2		○			
	日本語教育学研究総論		2		○			日本語教育学分野
	日本語教育学研究Ⅰ		2		○			
	日本語教育学研究Ⅱ		2		○			
	日本語教育学研究Ⅲ		2		○			
	日本語教育学研究Ⅳ		2		○			
	日本語教育学研究Ⅴ		2		○			
	日本語教育学研究Ⅵ		2		○			
	日本語教育学研究Ⅶ		2		○			
	日本語教育学研究指導Ａ		2		○			
	日本語教育学研究指導Ｂ		2		○			

芸術学専攻

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
アート・メディア論コース	映像メディア論講義Ⅴ		2		○	○		アート・メディア論分野
	映像メディア論演習Ⅴ		2		○			
	メディア文化論講義Ⅲ		2		○	○		
	メディア文化論演習Ⅲ		2		○			
	メディア文化論演習Ⅵ－１		2		○			
	メディア文化論演習Ⅵ－２		2		○			
	メディア文化論講義Ⅶ		2		○	○		
	メディア文化論演習Ⅶ		2		○			
	メディア論演習		2		○			
	芸術環境論講義Ⅱ－１		2		○	○		
	芸術環境論講義Ⅱ－２		2		○	○		
	芸術環境論講義Ⅷ		2		○	○		
	芸術環境論演習Ⅱ－１		2		○			
	芸術環境論演習Ⅱ－２		2		○			
	身体メディア論講義Ⅳ		2		○	○		
	身体メディア論演習Ⅳ		2		○			
	アート・メディア論修了研究演習１		2		○			
	アート・メディア論修了研究演習２		2		○			
	アート・メディア史講義		2		○	○		
	空間メディア論講義Ⅰ		2		○	○		
	空間メディア論演習Ⅰ		2		○			
	空間メディア論演習Ⅵ		4		○			
美学・文芸学コース	美学講義Ⅱ		2		○	○		美学・文芸学分野
	美学講義Ⅲ		2		○	○		
	美学演習Ⅱ－１		2		○			
	美学演習Ⅱ－２		2		○			
	芸術学講義Ⅰ－１		2		○	○		
	芸術学講義Ⅰ－２		2		○	○		
	芸術学講義Ⅳ		2		○	○		
	芸術学演習Ⅰ－１		2		○			
	芸術学演習Ⅰ－２		2		○			
	芸術学演習Ⅱ		2		○			
	美学修士論文作成演習１		2		○			
	美学修士論文作成演習２		2		○			
	文芸学講義Ⅰ		2		○	○		
	文芸学講義Ⅱ		2		○	○		
	文芸学演習Ⅰ－１		2		○			
	文芸学演習Ⅰ－２		2		○			
	文芸学演習Ⅱ－１		2		○			
	文芸学演習Ⅱ－２		2		○			
	西洋古典学講義Ⅰ		2		○	○		
	西洋古典学講義Ⅱ		2		○	○		
	西洋古典学演習Ⅰ－１		2		○			
	西洋古典学演習Ⅰ－２		2		○			
	西洋古典学演習Ⅱ－１		2		○			
	西洋古典学演習Ⅱ－２		2		○			
	文芸学講義Ⅲ－１		2		○	○		
	文芸学講義Ⅲ－２		2		○	○		
	文芸学修士論文作成演習		4		○			
音楽学・演劇学コース	音楽学講義Ⅰ		2		○	○		音楽学・演劇学分野
	音楽学講義Ⅱ－１		2		○	○		
	音楽学講義Ⅱ－２		2		○	○		
	実践音楽学講義		2		○	○		
	実践音楽学演習		2		○			
	応用音楽学講義		2		○	○		
	応用音楽学演習		2		○			
	音楽学演習Ⅰ－１		2		○			
	音楽学演習Ⅰ－２		2		○			
	音楽学演習Ⅰ－３		2		○			
	音楽学演習Ⅱ－１		2		○			
	音楽学演習Ⅱ－２		2		○			
	音楽学演習Ⅱ－３		2		○			
	音楽学演習Ⅱ－４		2		○			
	音楽学演習Ⅱ－５		2		○			
	音楽学演習Ⅲ		2		○			
	音楽学修士論文作成演習１		2		○			
	音楽学修士論文作成演習２		2		○			
	演劇学講義Ⅰ－１		2		○	○		
	演劇学講義Ⅰ－２		2		○	○		
	演劇学講義Ⅱ－１		2		○	○		
	演劇学講義Ⅱ－２		2		○	○		
	演劇学講義Ⅲ－１		2		○	○		
	演劇学講義Ⅳ－１		2		○	○		
	演劇学演習Ⅰ－１		2		○			
	演劇学演習Ⅰ－２		2		○			
	演劇学演習Ⅱ－１		2		○			
	演劇学演習Ⅱ－２		2		○			
	演劇学演習Ⅴ－１		2		○			
	演劇学演習Ⅴ－２		2		○			
	演劇学演習Ⅲ－１		2		○			
	演劇学修士論文作成演習Ⅰ－１		2		○			

	演劇学修士論文作成演習Ⅰ－２		2		○			
	演劇学修士論文作成演習Ⅱ－１		2		○			
	演劇学修士論文作成演習Ⅱ－２		2		○			
日本東洋美術史・西洋美術史コース	日本美術史見学演習１		4		○			日本東洋美術史・西洋美術史分野
	日本美術史見学演習２		4		○			
	日本美術史演習Ⅰ		2		○			
	日本美術史演習Ⅱ－１		2		○			
	日本美術史演習Ⅱ－２		2		○			
	日本美術史演習Ⅲ－１		2		○			
	日本美術史演習Ⅲ－２		2		○			
	東洋美術史演習Ⅰ－１		2		○			
	東洋美術史演習Ⅰ－２		4		○			
	日本美術史講義Ⅰ		2		○	○		
	日本美術史講義Ⅱ－１		2		○	○		
	日本美術史講義Ⅱ－２		2		○	○		
	日本美術史講義Ⅲ		2		○	○		
	東洋美術史講義Ⅰ－１		2		○	○		
	東洋美術史講義Ⅰ－２		2		○	○		
	日本東洋美術史修士論文作成演習１		2		○			
	日本東洋美術史修士論文作成演習２		2		○			
	西洋美術史講義Ⅰ		2		○	○		
	西洋美術史講義Ⅱ－１		2		○	○		
	西洋美術史講義Ⅱ－２		2		○	○		
	西洋美術史講義Ⅲ		2		○	○		
	西洋美術史演習Ⅰ		2		○			
	西洋美術史演習Ⅱ－１		2		○			
	西洋美術史演習Ⅱ－２		2		○			
	西洋美術史演習Ⅱ－３		2		○			
	西洋美術史演習Ⅱ－４		2		○			
	西洋美術史演習Ⅲ－１		2		○			
	西洋美術史演習Ⅲ－２		2		○			
	西洋美術史演習Ⅲ－３		2		○			
	西洋美術史演習Ⅳ		2		○			
	西洋美術史講義Ⅴ		2		○	○		
	西洋美術史修士論文作成演習１		2		○			
	西洋美術史修士論文作成演習２		2		○			

知のジムナスティックス

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
グローバル・アジア・スタディーズ科目	世界の中のアジア史			2	○			大学院副専攻プログラム（マルチリンガル・エキスパート養成プログラム）
	グローバルフィロソフィー			2	○			
	グローバル・アジア研究Ⅰ			2	○			
	グローバル・アジア研究Ⅱ			2	○			
	グローバル・アジア研究Ⅲ			2	○			
	広域アジア史Ⅰ			2	○			
	広域アジア史Ⅱ			2	○			
	広域アジア史Ⅲ			2	○			
	広域アジア史Ⅳ			2	○			
	広域アジア史Ⅴ			2	○			
	アジアの思想史Ⅰ			2	○			
	アジアの思想史Ⅱ			2	○			
	アジアの思想史Ⅲ			2	○			
	アジアの思想史Ⅳ			2	○			
	アジアの芸術史			2	○			
	アジアの文化と社会Ⅰ			2	○			
	アジアの文化と社会Ⅱ			2	○			
	中国語圏文学Ⅰ			2	○			
	中国語圏文学Ⅱ			2	○			
	中国語圏文学Ⅲ			2	○			
	中国語圏文学Ⅳ			2	○			
	中国語圏文学Ⅴ			2	○			
	中国の文化と社会Ⅰ			2	○			
	中国の文化と社会Ⅱ			2	○			
	中国の文化と社会Ⅲ			2	○			
グローバル・ユーロ・スタディーズ科目	ヨーロッパの哲学Ⅰ			2	○			大学院副専攻プログラム（マルチリンガル・エキスパート養成プログラム）
	ヨーロッパの哲学Ⅱ			2	○			
	ヨーロッパの哲学Ⅲ			2	○			
	ヨーロッパの哲学Ⅳ			2	○			
	ヨーロッパの哲学Ⅴ			2	○			
	ヨーロッパの哲学Ⅵ			2	○			
	ヨーロッパの歴史Ⅰ			2	○			
	ヨーロッパの歴史Ⅱ			2	○			
	ヨーロッパの歴史Ⅲ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅰ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅱ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅲ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅳ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅴ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅵ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅶ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅷ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅸ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅹ			2	○			

	ヨーロッパの文学ＸⅠ			2	○			
	ヨーロッパの文学ＸⅡ			2	○			
	ヨーロッパの文学ＸⅢ			2	○			
	ヨーロッパの芸術Ⅰ			2	○			
	ヨーロッパの芸術Ⅱ			2	○			
	ヨーロッパの芸術Ⅲ			2	○			
	ヨーロッパの芸術Ⅳ			2	○			
	ヨーロッパの現代Ⅰ			2	○			
	ヨーロッパの現代Ⅱ			2	○			
	ヨーロッパの現代Ⅲ			2	○			
	ヨーロッパの現代Ⅳ			2	○			

別表２

後期課程授業科目表

研究科共通

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
実務研究科目	人文学実務研究			1	○			
	人文学インターンシップ			1	○			

人文学専攻

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
哲学コース	哲学哲学史特殊講義Ⅰ		2		○			哲学哲学史分野
	哲学哲学史特殊講義Ⅱ		2		○			
	哲学哲学史特殊演習Ⅰ		2		○			
	哲学哲学史特殊演習Ⅱ		2		○			
	現代哲学特殊講義Ⅰ		2		○			
	現代哲学特殊講義Ⅱ		2		○			
	現代哲学特殊演習Ⅰ		2		○			
	現代哲学特殊演習Ⅱ		2		○			
	言語哲学特殊講義Ⅰ		2		○			
	言語哲学特殊講義Ⅱ		2		○			
	言語哲学特殊演習Ⅰ		2		○			
	言語哲学特殊演習Ⅱ		2		○			
	認識論特殊講義		2		○			
	認識論特殊演習		2		○			
	存在論特殊講義Ⅰ		2		○			
	存在論特殊講義Ⅱ		2		○			
	存在論特殊演習		2		○			
	哲学哲学史博士論文作成演習		2		○			
	科学技術社会論特殊講義Ⅰ		2		○			科学技術社会論分野
	科学技術社会論特殊講義Ⅱ		2		○			
	科学技術思想史特殊講義Ⅰ		2		○			
	科学技術思想史特殊講義Ⅱ		2		○			
	科学技術社会論特殊演習Ⅰ		2		○			
	科学技術社会論特殊演習Ⅱ		2		○			
	科学技術思想史特殊演習Ⅰ		2		○			
	科学技術思想史特殊演習Ⅱ		2		○			
	科学技術社会論博士論文作成演習Ⅰ		2		○			
	科学技術社会論博士論文作成演習Ⅱ		2		○			
	倫理学特殊講義		2		○			臨床哲学分野
	倫理学特殊演習Ⅰ		2		○			
	倫理学特殊演習Ⅱ		2		○			
	倫理学特殊演習Ⅲ		2		○			
	臨床哲学特殊講義		2		○			
	臨床哲学特殊演習		2		○			
	ジェンダー・セクシュアリティ研究基礎特殊講義		2		○			
	ジェンダー・セクシュアリティ研究基礎特殊演習		2		○			
	社会哲学特殊講義		2		○			
	社会哲学特殊演習		2		○			
	臨床哲学博士論文作成演習		2		○			
	哲学対話法特殊Ⅰ		2		○			
	哲学対話法特殊Ⅱ		2		○			
	漢籍資料学特殊演習		2		○			中国哲学分野
	中国哲学特殊演習Ⅰ		2		○			
	中国哲学特殊演習Ⅱ		2		○			
	中国哲学特殊講義Ⅰ		2		○			
	中国哲学特殊講義Ⅱ		2		○			
	中国哲学博士論文作成演習		4		○			
	インド学・仏教学特殊講義		2		○			
	インド学・仏教学特殊演習Ⅰ		2		○			
	インド学・仏教学特殊演習Ⅱ		2		○			
	インド学博士論文作成演習		2		○			
	仏教学博士論文作成演習		2		○			
	インド学特殊講義		2		○			
	インド学特殊演習		2		○			
	仏教学特殊講義		2		○			
	仏教学特殊演習		2		○			
	古典語Ⅰ		2		○			
グローバルヒストリー・地理学コース	人文地理学特殊講義Ⅰ		2		○			人文地理学分野
	人文地理学特殊講義Ⅱ		2		○			
	人文地理学特殊講義Ⅲ－１		2		○			
	人文地理学特殊講義Ⅲ－２		2		○			
	人文地理学特殊講義Ⅲ－３		2		○			
	人文地理学特殊演習		2		○			
	地誌学特殊講義		2		○			
	人文地理学博士論文作成演習		4		○			
	地域文化空間論特殊講義		2		○			
	人間・環境関係論特殊講義		2		○			
	東洋史特殊講義		2		○			東洋史学分野
	東洋史総合特殊演習		2		○			
	東アジア史特殊講義Ⅰ－１		2		○			
	東アジア史特殊演習Ⅰ－１		2		○			

	東アジア史特殊演習Ⅰ－２		2		○			
	東アジア史特殊演習Ⅰ－３		2		○			
	東アジア史特殊演習Ⅰ－４		2		○			
	東アジア史特殊講義Ⅱ－１		2		○			
	東アジア史特殊演習Ⅱ－１		2		○			
	東アジア史特殊演習Ⅱ－２		2		○			
	東アジア史特殊演習Ⅱ－３		2		○			
	東アジア史特殊演習Ⅱ－４		2		○			
	東アジア文献学特殊演習Ⅱ－１		2		○			
	東アジア文献学特殊演習Ⅱ－２		2		○			
	東アジア文献学特殊演習Ⅱ－３		2		○			
	東アジア文献学特殊演習Ⅱ－４		2		○			
	中央ユーラシア史特殊講義Ⅰ－１		2		○			
	中央ユーラシア史特殊演習Ⅰ－１		2		○			
	中央ユーラシア史特殊演習Ⅰ－２		2		○			
	中央ユーラシア史特殊演習Ⅰ－３		2		○			
	中央ユーラシア史特殊演習Ⅰ－４		2		○			
	中央ユーラシア文献学特殊演習Ⅰ－１		2		○			
	中央ユーラシア文献学特殊演習Ⅰ－２		2		○			
	中央ユーラシア文献学特殊演習Ⅰ－３		2		○			
	中央ユーラシア文献学特殊演習Ⅰ－４		2		○			
	東洋史博士論文作成演習		2		○			
	世界史特殊演習Ⅲ		2		○			
	歴史学方法論特殊講義（概論）		2		○			
	西洋古代史特殊講義		2		○			西洋史学分野
	西洋古代史特殊演習１		2		○			
	西洋古代史特殊演習２		2		○			
	西洋古代史特殊演習３		2		○			
	西洋古代史特殊演習４		2		○			
	西洋古代史資料講読特殊演習１		2		○			
	西洋古代史資料講読特殊演習２		2		○			
	西洋古代史資料講読特殊演習３		2		○			
	西洋古代史資料講読特殊演習４		2		○			
	西洋中世史特殊講義		2		○			
	西洋中世史特殊演習１		2		○			
	西洋中世史特殊演習２		2		○			
	西洋中世史特殊演習３		2		○			
	西洋中世史特殊演習４		2		○			
	西洋中世史資料講読特殊演習１		2		○			
	西洋中世史資料講読特殊演習２		2		○			
	西洋中世史資料講読特殊演習３		2		○			
	西洋中世史資料講読特殊演習４		2		○			
	西洋近世史特殊講義		2		○			
	西洋近世史特殊演習１		2		○			
	西洋近世史特殊演習２		2		○			
	西洋近世史特殊演習３		2		○			
	西洋近世史特殊演習４		2		○			
	西洋近世史資料講読特殊演習１		2		○			
	西洋近世史資料講読特殊演習２		2		○			
	西洋近世史資料講読特殊演習３		2		○			
	西洋近世史資料講読特殊演習４		2		○			
	西洋近現代史特殊講義Ⅰ		2		○			
	西洋近現代史特殊講義Ⅱ－１		2		○			
	西洋近現代史特殊講義Ⅱ－２		2		○			
	西洋近現代史特殊演習Ⅰ－１		2		○			
	西洋近現代史特殊演習Ⅰ－２		2		○			
	西洋近現代史特殊演習Ⅱ－１		2		○			
	西洋近現代史特殊演習Ⅱ－２		2		○			
	世界史特殊演習Ⅱ－１		2		○			
	世界史特殊演習Ⅱ－２		2		○			
	世界史特殊演習Ⅳ－１		2		○			
	世界史特殊演習Ⅳ－２		2		○			
	西洋史特殊演習		1		○			
	西洋史博士論文作成演習		2		○			
	歴史学方法論特殊講義（概論）		2		○			
	世界史特殊演習Ⅰ		4		○			
	グローバルセミナー特殊演習１		2		○			
	グローバルセミナー特殊演習２		2		○			
	歴史学方法論特殊講義（各論１）		2		○			
	歴史学方法論特殊講義（各論２）		2		○			
文学コース	中国文学特殊講義Ⅰ		2		○			テクスト表現論中国文学分野
	中国文学特殊講義Ⅱ		2		○			
	中国文学特殊演習Ⅰ		2		○			
	中国文学特殊演習Ⅱ		2		○			
	中国文学博士論文作成演習Ⅰ		2		○			
	中国文学博士論文作成演習Ⅱ		2		○			
	英文学作品研究特殊演習		4		○			テクスト表現論英米文学分野
	英文学史特殊講義Ⅰ		2		○			
	英文学史特殊講義Ⅱ－１		2		○			
	英文学史特殊講義Ⅱ－２		2		○			
	英文学史特殊講義Ⅲ		2		○			
	英文学作品研究特殊演習Ⅰ－１		2		○			
	英文学作品研究特殊演習Ⅰ－２		2		○			
	アメリカ文学史特殊講義Ⅰ		2		○			
	アメリカ文学史特殊講義Ⅱ－１		2		○			
	アメリカ文学史特殊講義Ⅱ－２		2		○			
	アメリカ文学作品研究特殊演習Ⅰ－１		2		○			
	アメリカ文学作品研究特殊演習Ⅰ－２		2		○			

	アメリカ文学作品研究特殊演習Ⅱ－１		2		○			
	アメリカ文学作品研究特殊演習Ⅱ－２		2		○			
	イギリス文化史特殊講義		2		○			
	アメリカ文化史特殊講義		2		○			
	英文学作品研究博士論文作成演習		2		○			
	アメリカ文学作品研究博士論文作成演習		2		○			
	ドイツ語学特殊演習		2		○			テクスト表現論ドイツ文学分野
	ドイツ語文学特殊講義		2		○			
	ドイツ語文学特殊演習		2		○			
	ドイツ語文学テクスト論特殊講義		2		○			
	ドイツ語文学テクスト論特殊演習		2		○			
	ドイツ文化・芸術論特殊講義		2		○			
	ドイツ文化・芸術論特殊演習		2		○			
	中欧文化論特殊講義		2		○			
	中欧文化論特殊演習		2		○			
	ドイツ文学・思想論特殊講義		2		○			
	ドイツ文学・思想論特殊演習		2		○			
	ドイツ語文学博士論文作成演習		2		○			
	フランス文学特殊講義１		2		○			テクスト表現論フランス文学分野
	フランス文学特殊講義２		2		○			
	フランス文学特殊演習Ⅰ－１		2		○			
	フランス文学特殊演習Ⅰ－２		2		○			
	フランス文学特殊演習Ⅱ－１		2		○			
	フランス文学特殊演習Ⅱ－２		2		○			
	フランス文学特殊演習		4		○			
	フランス語学特殊講義１		2		○			
	フランス語学特殊講義２		2		○			
	フランス語学特殊演習１		2		○			
	フランス語学特殊演習２		2		○			
	フランス文学史特殊講義１		2		○			
	フランス文学史特殊講義２		2		○			
	フランス文学史特殊演習１		2		○			
	フランス文学史特殊演習２		2		○			
	フランス文学作品研究特殊講義１		2		○			
	フランス文学作品研究特殊講義２		2		○			
	フランス文学作品研究特殊演習１		2		○			
	フランス文学作品研究特殊演習２		2		○			
	フランス文学作品研究特殊演習		4		○			
	フランス文学作品研究博士論文作成演習		2		○			
	テクスト環境論特殊講義		2		○			テクスト環境論分野
	テクスト環境論特殊演習		2		○			
	文化翻訳論特殊演習		2		○			
	文学テクスト論特殊講義		2		○			
	文学テクスト論特殊演習		2		○			
	理論文学研究特殊演習		2		○			
	テクスト実践論特殊演習		2		○			
	物語越境論特殊講義		2		○			
	物語越境論特殊演習		2		○			
	比較文学比較文化論特殊講義		2		○			
	比較文学比較文化論特殊演習		2		○			
	比較文学研究特殊講義		2		○			
	比較文学研究特殊演習		2		○			
	テクスト分析特殊講義		2		○			
	テクスト分析特殊演習		2		○			
	テクスト環境論博士論文作成演習		2		○			
比較・対照言語学コース	英語学講義Ⅰ		2		○			比較・対照言語学分野
	英語学講義Ⅱ		2		○			
	英語学演習Ⅰ		2		○			
	英語学演習Ⅱ		2		○			
	比較・対照言語学博士論文作成演習		2		○			
	比較言語学講義		2		○			
	英語史講義		2		○			
	理論言語学講義		2		○			
	機能言語学演習		2		○			
	対照言語学講義		2		○			
	英語史演習		2		○			
	英語音声学講義		2		○			
	対照言語学演習		2		○			

言語文化学専攻

授業科目	単位数			科目区分			備考
	必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
超領域文化論特別研究Ａ		2		○			
超領域文化論特別研究Ｂ		2		○			
表象文化論特別研究Ａ		2		○			
表象文化論特別研究Ｂ		2		○			
コミュニケーション論特別研究Ａ		2		○			
コミュニケーション論特別研究Ｂ		2		○			
第二言語教育学特別研究Ａ		2		○			
第二言語教育学特別研究Ｂ		2		○			
理論言語学特別研究Ａ		2		○			
理論言語学特別研究Ｂ		2		○			
史的言語特別研究Ａ		2		○			
史的言語特別研究Ｂ		2		○			
デジタルヒューマニティーズ特別研究Ａ		2		○			
デジタルヒューマニティーズ特別研究Ｂ		2		○			

言語認知科学特別研究Ａ		2		○			
言語認知科学特別研究Ｂ		2		○			

外国学専攻

授業科目	単位数			科目区分			備考
	必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
広域対照言語論特別研究Ａ		2		○			
広域対照言語論特別研究Ｂ		2		○			
アジア・アフリカ言語構造論特別研究Ａ		2		○			
アジア・アフリカ言語構造論特別研究Ｂ		2		○			
ヨーロッパ・アメリカ言語構造論特別研究Ａ		2		○			
ヨーロッパ・アメリカ言語構造論特別研究Ｂ		2		○			
アジア・アフリカ文化表象論特別研究Ａ		2		○			
アジア・アフリカ文化表象論特別研究Ｂ		2		○			
ヨーロッパ・アメリカ文化表象論特別研究Ａ		2		○			
ヨーロッパ・アメリカ文化表象論特別研究Ｂ		2		○			
アジア・アフリカ言語社会論特別研究Ａ		2		○			
アジア・アフリカ言語社会論特別研究Ｂ		2		○			
ヨーロッパ・アメリカ言語社会論特別研究Ａ		2		○			
ヨーロッパ・アメリカ言語社会論特別研究Ｂ		2		○			
世界文学・文化論		2		○			
現代英米政治外交史特殊研究		2		○			
英米言語社会論		2		○			
Global Area Studies A		2		○			
Global Area Studies B		2		○			
グローバル地域社会論Ａ		2		○			
グローバル地域社会論Ｂ		2		○			
グローバル地域研究演習Ａ		2		○			
グローバル地域研究演習Ｂ		2		○			
グローバル地域研究方法論		2		○			
言語文化資源の活用と情報処理研究		2		○			
通訳翻訳学特論Ａ		2		○			
通訳翻訳学特論Ｂ		2		○			
多言語共生社会演習		2		○			
グローバル共生実践演習		2		○			

日本学専攻

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
専攻共通	Advanced Academic Skills for Humanities 1		2		○			
	Advanced Academic Skills for Humanities 2		2		○			
	Issues in Contemporary Japanese Studies 1		2		○			
	Issues in Contemporary Japanese Studies 2		2		○			
基盤日本学コース	現代日本学特殊講義		2		○			現代日本学分野
	日本の文化と思想特殊講義		2		○			
	日本の社会と歴史特殊講義		2		○			
	日本の地域と民俗特殊講義		2		○			
	日本のジェンダーと表象特殊講義		2		○			
	現代日本学特殊演習		2		○			
	フィールドワーク特殊演習		2		○			
	オーラルヒストリー特殊演習		2		○			
	思想史文献講読特殊演習		2		○			
	表象資料分析特殊演習		2		○			
	現代日本学博士論文作成演習		2		○			
	歴史学方法論特殊講義（概論）		2		○			日本史学分野
	世界史特殊演習Ⅰ		4		○			
	日本古代史特殊講義		2		○			
	日本古代史特殊演習		4		○			
	日本古代史特殊演習		2		○			
	日本中世史特殊講義Ⅰ		2		○			
	日本中世史特殊講義Ⅱ		2		○			
	日本中世史特殊演習Ⅰ		4		○			
	日本中世史特殊演習Ⅱ		4		○			
	日本中世史特殊演習Ⅰ－１		2		○			
	日本中世史特殊演習Ⅰ－２		2		○			
	日本中世史特殊演習Ⅱ		2		○			
	日本近世史特殊講義		2		○			
	日本近世史特殊演習		4		○			
	日本近代史特殊講義		2		○			
	日本近代史特殊演習		4		○			
	日本文化史特殊講義Ⅰ		2		○			
	日本文化史特殊講義Ⅱ		2		○			
	日本史博士論文作成演習Ⅰ		4		○			
	日本史博士論文作成演習Ⅱ		4		○			
	日本史博士論文作成演習Ⅲ		4		○			
	日本史博士論文作成演習Ⅳ		4		○			
	日本史博士論文作成演習Ⅴ		4		○			
	考古学特殊講義		2		○			考古学分野
	考古学特殊演習１		2		○			
	考古学特殊演習２		2		○			
	日本考古学特殊講義１		2		○			
	日本考古学特殊講義２		2		○			
	日本考古学特殊演習		2		○			
	比較考古学特殊講義		2		○			

	比較考古学特殊演習		2		○			
	考古資料論特殊講義１		2		○			
	考古資料論特殊講義２		2		○			
	考古資料論特殊演習１		2		○			
	考古資料論特殊演習２		2		○			
	文化財学特殊演習		2		○			
	考古学博士論文作成演習		2		○			
	中古文学論特殊講義		2		○			日本文学・日本語史学分野
	中古文学論特殊演習		4		○			
	中世文学論特殊講義		2		○			
	中世文学論特殊演習		4		○			
	近現代文学論特殊講義Ⅰ		2		○			
	近現代文学論特殊演習Ⅰ		4		○			
	近現代文学論特殊講義Ⅱ		2		○			
	近現代文学論特殊演習Ⅱ		4		○			
	日本文学博士論文作成演習		2		○			
	国語史特殊講義		2		○			
	国語史特殊演習		4		○			
	国語学特殊講義		2		○			
	国語学特殊演習		4		○			
	国語学博士論文作成演習		2		○			
	現代日本語学特殊講義Ⅰ		2		○			基盤日本語学分野
	現代日本語学特殊演習Ⅰ－１		2		○			
	現代日本語学特殊演習Ⅰ－２		2		○			
	現代日本語学特殊講義Ⅱ－１		2		○			
	現代日本語学特殊講義Ⅱ－２		2		○			
	現代日本語学特殊講義Ⅲ－１		2		○			
	現代日本語学特殊講義Ⅲ－２		2		○			
	現代日本語学特殊演習Ⅲ－１		2		○			
	現代日本語学特殊演習Ⅲ－２		2		○			
	社会言語学特殊講義Ⅰ－１		2		○			
	社会言語学特殊講義Ⅰ－２		2		○			
	社会言語学特殊演習Ⅰ		4		○			
	社会言語学特殊講義Ⅱ－１		2		○			
	社会言語学特殊講義Ⅱ－２		2		○			
	社会言語学特殊演習Ⅱ		4		○			
	語用論特殊講義		2		○			
	語用論特殊演習１		2		○			
	語用論特殊演習２		2		○			
	語用論特殊演習３		2		○			
	現代日本語学博士論文作成演習Ⅰ		4		○			
	現代日本語学博士論文作成演習Ⅱ		4		○			
	現代日本語学博士論文作成演習Ⅲ		4		○			
	社会言語学博士論文作成演習Ⅰ		4		○			
	社会言語学博士論文作成演習Ⅱ		4		○			
	語用論博士論文作成演習		4		○			
応用日本学コース	比較日本学特別研究Ａ		2		○			比較日本学分野
	比較日本学特別研究Ｂ		2		○			
	日本語学特別研究Ａ		2		○			応用日本語学分野
	日本語学特別研究Ｂ		2		○			
	対照言語学特別研究Ａ		2		○			
	対照言語学特別研究Ｂ		2		○			
	日本語教育学特別研究Ａ		2		○			日本語教育学分野
	日本語教育学特別研究Ｂ		2		○			

芸術学専攻

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
アート・メディア論コース	映像メディア論特殊講義Ⅴ		2		○			アート・メディア論分野
	映像メディア論特殊演習Ⅴ		2		○			
	メディア文化論特殊講義Ⅲ		2		○			
	メディア文化論特殊演習Ⅲ		2		○			
	メディア文化論特殊演習Ⅵ-1		2		○			
	メディア文化論特殊演習Ⅵ-2		2		○			
	メディア文化論特殊講義Ⅶ		2		○			
	メディア文化論特殊演習Ⅶ		2		○			
	芸術環境論特殊講義Ⅱ－１		2		○			
	芸術環境論特殊講義Ⅱ－２		2		○			
	芸術環境論特殊講義Ⅷ		2		○			
	芸術環境論特殊演習Ⅱ－１		2		○			
	芸術環境論特殊演習Ⅱ－２		2		○			
	身体メディア論特殊講義Ⅳ		2		○			
	身体メディア論特殊演習Ⅳ		2		○			
	空間メディア論特殊講義Ⅰ		2		○			
	空間メディア論特殊演習Ⅰ		2		○			
	空間メディア論特殊演習Ⅵ		4		○			
	メディア論特殊演習		2		○			
	アート・メディア史特殊講義		2		○			
	アート・メディア論博士論文作成演習１		2		○			
	アート・メディア論博士論文作成演習２		2		○			
美学・文芸学コース	美学特殊講義Ⅱ		2		○			美学・文芸学分野
	美学特殊講義Ⅲ		2		○			
	美学特殊演習Ⅱ－１		2		○			
	美学特殊演習Ⅱ－２		2		○			
	芸術学特殊講義Ⅰ－１		2		○			
	芸術学特殊講義Ⅰ－２		2		○			

	芸術学特殊講義Ⅳ		2		○			
	芸術学特殊演習Ⅰ－１		2		○			
	芸術学特殊演習Ⅰ－２		2		○			
	芸術学特殊演習Ⅱ		2		○			
	美学博士論文作成演習１		2		○			
	美学博士論文作成演習２		2		○			
	文芸学特殊講義Ⅰ		2		○			
	文芸学特殊講義Ⅱ		2		○			
	文芸学特殊演習Ⅰ－１		2		○			
	文芸学特殊演習Ⅰ－２		2		○			
	文芸学特殊演習Ⅱ－１		2		○			
	文芸学特殊演習Ⅱ－２		2		○			
	西洋古典学特殊講義Ⅰ		2		○			
	西洋古典学特殊講義Ⅱ		2		○			
	西洋古典学特殊演習Ⅰ－１		2		○			
	西洋古典学特殊演習Ⅰ－２		2		○			
	西洋古典学特殊演習Ⅱ－１		2		○			
	西洋古典学特殊演習Ⅱ－２		2		○			
	文芸学特殊講義Ⅲ－１		2		○			
	文芸学特殊講義Ⅲ－２		2		○			
	文芸学博士論文作成演習		4		○			
音楽学・演劇学コース	音楽学特殊講義Ⅰ		2		○			音楽学・演劇学分野
	音楽学特殊講義Ⅱ－１		2		○			
	音楽学特殊講義Ⅱ－２		2		○			
	実践音楽学特殊講義		2		○			
	実践音楽学特殊演習		2		○			
	応用音楽学特殊講義		2		○			
	応用音楽学特殊演習		2		○			
	音楽学特殊演習Ⅰ		2		○			
	音楽学特殊演習Ⅱ－１		2		○			
	音楽学特殊演習Ⅱ－２		2		○			
	音楽学特殊演習Ⅱ－３		2		○			
	音楽学特殊演習Ⅲ		2		○			
	音楽学博士論文作成演習１		2		○			
	音楽学博士論文作成演習２		2		○			
	演劇学博士論文作成演習Ⅰ－１		2		○			
	演劇学博士論文作成演習Ⅰ－２		2		○			
	演劇学博士論文作成演習Ⅱ－１		2		○			
	演劇学博士論文作成演習Ⅱ－２		2		○			
	演劇学特殊講義Ⅰ－１		2		○			
	演劇学特殊講義Ⅰ－２		2		○			
	演劇学特殊講義Ⅱ－１		2		○			
	演劇学特殊講義Ⅱ－２		2		○			
	演劇学特殊講義Ⅲ－１		2		○			
	演劇学特殊講義Ⅳ－１		2		○			
	演劇学特殊演習Ⅰ－１		2		○			
	演劇学特殊演習Ⅰ－２		2		○			
	演劇学特殊演習Ⅱ－１		2		○			
	演劇学特殊演習Ⅱ－２		2		○			
	演劇学特殊演習Ⅴ－１		2		○			
	演劇学特殊演習Ⅴ－２		2		○			
	演劇学特殊演習Ⅲ－１		2		○			
日本東洋美術史・西洋美術史コース	日本美術史見学特殊演習１		4		○			日本東洋美術史・西洋美術史分野
	日本美術史見学特殊演習２		4		○			
	東洋美術史特殊演習Ⅰ－１		2		○			
	東洋美術史特殊演習Ⅰ－２		4		○			
	日本美術史特殊演習Ⅰ		2		○			
	日本美術史特殊演習Ⅱ－１		2		○			
	日本美術史特殊演習Ⅱ－２		2		○			
	日本美術史特殊演習Ⅲ－１		2		○			
	日本美術史特殊演習Ⅲ－２		2		○			
	日本美術史特殊講義Ⅰ		2		○			
	日本美術史特殊講義Ⅱ－１		2		○			
	日本美術史特殊講義Ⅱ－２		2		○			
	日本美術史特殊講義Ⅲ		2		○			
	東洋美術史特殊講義Ⅰ－１		2		○			
	東洋美術史特殊講義Ⅰ－２		2		○			
	日本東洋美術史博士論文作成演習１		2		○			
	日本東洋美術史博士論文作成演習２		2		○			
	西洋美術史特殊講義Ⅰ		2		○			
	西洋美術史特殊講義Ⅱ－１		2		○			
	西洋美術史特殊講義Ⅱ－２		2		○			
	西洋美術史特殊講義Ⅲ		2		○			
	西洋美術史特殊講義Ⅳ		2		○			
	西洋美術史特殊講義Ⅴ		2		○			
	西洋美術史特殊演習Ⅰ		2		○			
	西洋美術史特殊演習Ⅱ－１		2		○			
	西洋美術史特殊演習Ⅱ－２		2		○			
	西洋美術史特殊演習Ⅱ－３		2		○			
	西洋美術史特殊演習Ⅱ－４		2		○			
	西洋美術史特殊演習Ⅲ－１		2		○			
	西洋美術史特殊演習Ⅲ－２		2		○			
	西洋美術史特殊演習Ⅲ－３		2		○			
	西洋美術史特殊演習Ⅳ		2		○			
	西洋美術史博士論文作成演習１		2		○			
	西洋美術史博士論文作成演習２		2		○			

別表３

前期課程の履修方法

人文学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（人文学と対話)」１単位及び各コースの定めるところにより指定する各専門分野における「修士論文作成演習」２単位以上を含め、計２１単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表１に定める人文学専攻の専門教育科目 (3) 別表１に定める他の専攻の専門教育科目
高度国際性涵養教育科目	次の授業科目のうちから、計２単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定めるすべての高度国際性涵養教育科目 (2) 他の研究科が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で人文学専攻が指定する科目 (3) リーディングプログラム科目で人文学専攻が認める科目 (4) 国際交流科目で人文学専攻が認める科目
高度教養教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（現代の教養)」１単位を含め、計１単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定めるすべての高度教養教育科目 (2) 他の研究科が高度教養教育科目として提供する科目で人文学専攻が指定する科目 (3) 大学院横断教育科目で人文学専攻が認める科目 (4) リーディングプログラム科目で人文学専攻が認める科目
合計修得単位数	上記の要件をすべて満たしたうえで、専門教育科目、高度国際性涵養教育科目及び高度教養教育科目の３つの区分の総修得単位数が３０単位以上とならなければならない。

言語文化学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（人文学と対話)」１単位、「研究実践基礎」１単位、「研究発表演習」１単位の計３単位及び言語文化学専攻の専門教育科目１４単位以上を含め、計２１単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表１に定める言語文化学専攻の専門教育科目 (3) 別表１に定める他の専攻の専門教育科目
高度国際性涵養教育科目	次の授業科目のうちから、計２単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定めるすべての高度国際性涵養教育科目 (2) 他の研究科が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で言語文化学専攻が指定する科目 (3) リーディングプログラム科目で言語文化学専攻が認める科目

	(4) 国際交流科目で言語文化学専攻が認める科目
高度教養教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（現代の教養）」１単位を含め、計１単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定めるすべての高度教養教育科目 (2) 他の研究科が高度教養教育科目として提供する科目で言語文学専攻が指定する科目 (3) 大学院横断教育科目で言語文化学専攻が認める科目 (4) リーディングプログラム科目で言語文化学専攻が認める科目
合計修得単位数	上記の要件をすべて満たしたうえで、専門教育科目、高度国際性涵養教育科目及び高度教養教育科目の３つの区分の総修得単位数が３０単位以上とならなければならない。

外国学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（人文学と対話）」１単位及び外国学専攻の専門教育科目のうち「専攻言語」８単位以上を含め、計２１単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表１に定める外国学専攻の専門教育科目 (3) 別表１に定める他の専攻の専門教育科目
高度国際性涵養教育科目	次の授業科目のうちから、計２単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定めるすべての高度国際性涵養教育科目 (2) 他の研究科が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で外国学専攻が指定する科目 (3) リーディングプログラム科目で外国学専攻が認める科目 (4) 国際交流科目で外国学専攻が認める科目
高度教養教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（現代の教養）」１単位を含め、計１単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定めるすべての高度教養教育科目 (2) 他の研究科が高度教養教育科目として提供する科目で外国学専攻が指定する科目 (3) 大学院横断教育科目で外国学専攻が認める科目 (4) リーディングプログラム科目で外国学専攻が認める科目
合計修得単位数	上記の要件をすべて満たしたうえで、専門教育科目、高度国際性涵養教育科目及び高度教養教育科目の３つの区分の総修得単位数が３０単位以上とならなければならない。

日本学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（人文学と対話）」１単位及び日本学専攻の専門教育科目のうち各コースの定めるところにより指定する授業科目１２単位以上を含め、計２１単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定める研究科共通の専門教育科目

	(2) 別表１に定める日本学専攻の専門教育科目 (3) 別表１に定める他の専攻の専門教育科目
高度国際性涵養教育科目	次の授業科目のうちから、計２単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定めるすべての高度国際性涵養教育科目 (2) 他の研究科が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で日本学専攻が指定する科目 (3) リーディングプログラム科目で日本学専攻が認める科目 (4) 国際交流科目で日本学専攻が認める科目
高度教養教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（現代の教養）」１単位を含め、計１単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定めるすべての高度教養教育科目 (2) 他の研究科が高度教養教育科目として提供する科目で日本学専攻が指定する科目 (3) 大学院横断教育科目で日本学専攻が認める科目 (4) リーディングプログラム科目で日本学専攻が認める科目
合計修得単位数	上記の要件をすべて満たしたうえで、専門教育科目、高度国際性涵養教育科目及び高度教養教育科目の３つの区分の総修得単位数が３０単位以上とならなければならない。

芸術学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（人文学と対話）」１単位を含め、計２１単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表１に定める芸術学専攻の専門教育科目 (3) 別表１に定める他の専攻の専門教育科目
高度国際性涵養教育科目	次の授業科目のうちから、計２単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定めるすべての高度国際性涵養教育科目 (2) 他の研究科が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で芸術学専攻が指定する科目 (3) リーディングプログラム科目で芸術学専攻が認める科目 (4) 国際交流科目で芸術学専攻が認める科目
高度教養教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（現代の教養）」１単位を含め、計１単位以上を修得すること。 (1) 別表１に定めるすべての高度教養教育科目 (2) 他の研究科が高度教養教育科目として提供する科目で芸術学専攻が指定する科目 (3) 大学院横断教育科目で芸術学専攻が認める科目 (4) リーディングプログラム科目で芸術学専攻が認める科目
合計修得単位数	上記の要件をすべて満たしたうえで、専門教育科目、高度国際性涵養教育科目及び高度教養教育科目の３つの区分の総修得単位数が３０単位以上とならなければならない。

別表４

後期課程の履修方法

人文学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、人文学専攻の専門教育科目のうち各コースの定めるところにより指定する各専門分野における「博士論文作成演習」２単位以上を含め、計８単位以上を修得すること。 (1) 別表２に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表２に定める人文学専攻の専門教育科目 (3) 別表２に定める他の専攻の専門教育科目

言語文化学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、言語文化学専攻の専門教育科目８単位を含め、計８単位以上を修得すること。 (1) 別表２に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表２に定める言語文化学専攻の専門教育科目 (3) 別表２に定める他の専攻の専門教育科目

外国学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、外国学専攻の専門教育科目のうち専攻する言語圏の授業科目８単位を含め、計８単位以上を修得すること。 (1) 別表２に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表２に定める外国学専攻の専門教育科目 (3) 別表２に定める他の専攻の専門教育科目

日本学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	基盤日本学コース 次の授業科目のうちから、日本学専攻の専門教育科目のうちコースの定めるところにより指定する各専門分野における「博士論文作成演習」２単位以上を含め、計８単位以上を修得すること。 (1) 別表２に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表２に定める日本学専攻の専門教育科目 (3) 別表２に定める他の専攻の専門教育科目 応用日本学コース 次の授業科目のうちから、日本学専攻の専門教育科目のうちコースの定めるところにより指定する「特別研究」４単位以上を含め、計８単位以上を修得すること。 (1) 別表２に定める研究科共通の専門教育科目

	(2) 別表２に定める日本学専攻の専門教育科目 (3) 別表２に定める他の専攻の専門教育科目

芸術学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、芸術学専攻の専門教育科目のうち各コースの定めるところにより指定する各専門分野における「博士論文作成演習」２単位以上を含め、計８単位以上を修得すること。 (1) 別表２に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表２に定める芸術学専攻の専門教育科目 (3) 別表２に定める他の専攻の専門教育科目